

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月31日
【事業年度】	第12期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	リニューアブル・ジャパン株式会社
【英訳名】	Renewable Japan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞邊 勝仁
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03-6670-6644
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員財務経理本部長 池田 栄進
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03-6670-6644
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員財務経理本部長 池田 栄進
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	20,600,837	22,276,045	15,950,856	17,718,960
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	315,721	731,546	990,726	1,360,681
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (千円)	250,141	462,784	529,953	1,526,471
包括利益 (千円)	277,010	498,684	587,565	1,516,600
純資産額 (千円)	4,561,033	6,315,927	14,097,815	12,608,729
総資産額 (千円)	55,368,593	63,392,900	119,766,011	166,729,399
1株当たり純資産額 (円)	177.39	227.65	374.03	318.63
1株当たり当期純利益又は当期純損失 ( ) (円)	12.18	19.20	20.47	52.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	19.28	-
自己資本比率 (%)	7.40	9.27	8.88	5.57
自己資本利益率 (%)	8.35	9.28	6.42	15.32
株価収益率 (倍)	-	-	83.49	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	12,609,543	6,729,569	18,607,274	1,901,939
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	389,925	1,323,085	4,024,468	17,518,258
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	20,189,100	7,972,609	28,742,931	12,101,915
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	12,205,990	12,056,085	18,159,685	14,444,792
従業員数 (人)	209	234	269	266
(外、平均臨時雇用者数)	( - )	( - )	( - )	( - )

- (注) 1. 第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社株式は2021年12月22日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第11期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第9期及び第10期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 第12期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため、記載しておりません。
6. 臨時雇用者数が、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
7. 第10期において第9期の誤謬の訂正を行い、当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額を第10期の連結計算書類における期首の純資産額に反映させた結果、誤謬の訂正による修正再表示を反映している第9期及び第10期の連結財務諸表の数値と定時株主総会において承認された連結計算書類の数値が一部異なっております。
8. 第9期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
9. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	7,456,256	8,754,365	13,324,831	7,055,416	10,155,836
経常利益 (千円)	1,407,236	518,667	202,455	1,142,844	2,072,586
当期純利益 (千円)	606,888	508,890	581,402	371,676	1,223,127
資本金 (千円)	687,725	1,607,975	2,109,525	4,273,310	4,627,673
発行済株式総数 (株)	19,022,000	23,112,000	25,812,000	28,420,910	29,168,370
純資産額 (千円)	2,236,644	4,608,338	6,196,997	10,897,306	12,811,183
総資産額 (千円)	16,446,025	25,287,015	27,858,838	52,728,972	70,278,871
1株当たり純資産額 (円)	117.58	199.39	240.08	383.43	439.22
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	31.90	24.78	24.13	14.36	42.23
潜在株式調整後1株当 り当期純利益 (円)	-	-	-	13.52	40.43
自己資本比率 (%)	13.60	18.22	22.24	20.67	18.23
自己資本利益率 (%)	31.95	14.87	10.76	4.34	1.99
株価収益率 (倍)	-	-	-	119.04	11.44
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	147 (-)	183 (-)	211 (-)	248 (-)	241 (-)
株主総利回り (比較指標：東証マザー ズ指数) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	28.3 (93.9)
最高株価 (円)	-	-	-	2,500	1,930
最低株価 (円)	-	-	-	1,617	417

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
2. 第8期から第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 当社株式は2021年12月22日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第11期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 第8期から第10期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 臨時雇用者数が、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 第10期において第9期の誤謬の訂正を行い、当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額を第10期の計算書類における期首の純資産額に反映させた結果、誤謬の訂正による修正再表示を反映している第9期及び第10期の財務諸表の数値と定時株主総会において承認された計算書類の数値が一部異なっております。
7. 第9期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第8期については、「会社計算規則」(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

8. 2021年12月22日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第8期から第11期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
9. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2021年12月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
10. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

- 2012年1月 東京都港区赤坂にリニューアブル・ジャパン株式会社を設立
- 2016年2月 インフラファンドの投資運用事業を目的として、東京都港区虎ノ門にアールジェイ・インベストメント株式会社を設立
- 2017年3月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人が、株式会社東京証券取引所インフラファンド市場に上場
- 2017年8月 東急不動産株式会社と再生可能エネルギー事業領域における資本業務提携契約を締結
- 2018年11月 小売電気事業者である株式会社みらい電力の株式を取得
- 2021年12月 東京証券取引所マザーズに株式を上場
- 2022年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、マザーズ市場からグロース市場に移行
- 2022年6月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人を子会社化
- 2022年9月 海外事業としてスペイン王国に進出  
初の海外案件となる太陽光発電所を取得

### 3【事業の内容】

当社グループは、開発、EPC（設計／調達／建設）、資金調達・案件売却、アセットマネジメント（以下、AMといたします。）、オペレーション&メンテナンス（以下、O&Mといたします。）発電・売電の再生可能エネルギーに関する事業全般を一貫通貫で提供しております。

当社グループは、再生可能エネルギー発電所を開発し、当社（当社が匿名組合出資を行う合同会社等を含みます。）が保有し発電事業による売電収入を得るとともに、当社が投資家を募り組成する私募ファンド（以下「私募ファンド」といいます。）等に売却することで、AM業務及びO&M業務を受託するビジネスモデルを構築しています。

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下「対象者」といいます。）を連結子会社化することを目的として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、当社の連結子会社である合同会社アールジェイ7号を公開買付者として、対象者の投資口を取得することを決議し、2022年5月13日から2022年6月23日を取得期間として本公開買付けを実施いたしました。

本公開買付けの結果、当社グループは同投資法人の発行済投資口の73.26%を2022年6月30日付で取得しており、同年8月9日開催の臨時投資主総会において、発行済投資口の全ての取得を目的として投資口併合を行い、同投資法人の投資口は同年8月22日をもって上場廃止となっております。

当社グループは2022年12月31日現在において、再生可能エネルギー事業の単一セグメントとなっており、連結子会社24社・持分法適用関連会社2社を中心に構成されております。

#### 開発

当社グループは当社の地域拠点を活用することで、地域に根差した情報収集力を発揮して開発案件の情報を収集しています。具体的には地権者、地方公共団体、金融機関や機関投資家等から再生可能エネルギー発電所候補地に関する情報を得たのち、土地の広さや形状、日射量等様々なデータを確認し、再生可能エネルギー発電所としての適性や電力会社への効率的な接続の可能性等を検証しています。

事業性の検討段階では様々なデータに基づき、具体的な収益予想、開発コストの最適化、投資シミュレーション等、候補地に再生可能エネルギー発電所を建設した場合の事業性の分析を行っています。さらに実地調査を行い、開発を妨げる様々なリスクを検証し、事業性に適うと判断したプロジェクトについては、基本計画を立て、関係各省庁、地方公共団体や電力会社等と具体的な協議を行い、必要な許認可の申請を行うとともに、地域と円滑なコミュニケーションを取れるような体制を構築しています。当社は、地方公共団体等が保有する山林等遊休地の利活用による地域振興と雇用拡大、再生可能エネルギーの普及・啓蒙等を目的とした立地協定を複数の地方公共団体と締結しています。また、地域拠点を設置し、発電所の安定的な運営、維持・管理を行っております。また、海外における発電所の開発/取得も実施しており、南欧を中心とした地域において事業を展開しております。当社の案件開発/取得の実績は、2022年12月31日現在、設備容量合計914.1MW（売却済みの発電所を含みます。）となっております。

#### EPC（設計／調達／建設）

当社は、特定建設業の許可を取得しており、EPCの実績及びノウハウを豊富に有しています。EPC事業とは、再生可能エネルギー発電設備の設計（Engineering）、再生可能エネルギー発電設備の工事部材調達（Procurement）及び再生可能エネルギー発電設備の建設（Construction）を行う事業をいいます。当社は、発電設備の設計、部材の調達、協力企業の選定・調整、建設期間中の進捗・品質管理を独自で行うための体制を整えています。当社のEPC事業の実績は、2022年12月31日現在、設備容量合計46.1MWとなっております。

#### 資金調達・案件売却

当社グループは、当社グループが開発した発電所又は取得した発電所の一部を、私募ファンド等に売却することで売却収益を得ています。また、当社は第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業の登録を受けており、再生可能エネルギー発電所の開発のフェーズ毎のリスクや資金調達マーケットの状況に応じて、自己資金や借入れのみならず、投資家を募り私募ファンドの組成等を含む多様な手法による資金調達・案件売却を行っております。

再生可能エネルギー発電事業を行うための資金調達として、従来型のプロジェクトファイナンス（ノンリコースローン）や、メザニンファイナンスに加えて、再生可能エネルギープロジェクトボンドを発行し、資本市場から開発資金を調達しています。当社は2017年から合計11件、1,105.5億円のプロジェクトボンドを発行しております。また2019年以降は、株式会社格付投資情報センターよりグリーンボンド格付の中で5段階中最上位の評価であるGA1を取得し、資本市場に対してグリーン投資機会を提供しております。また、2017年度から2022年度における当社のプロジェクトボンドの発行シェア（金額ベース）は33%で第1位となっております（出典：日本証券業協会「証券化市場の動向調査」より当社集計）。

## AM

当社グループは、再生可能エネルギー発電所の保有形態として、自社で直接保有する他、SPCにて保有する場合があります。その場合、当社は、SPCが保有する再生可能エネルギー発電所の管理運営、収支管理、レポート作成、その他事務手続等のAM業務を行っています。更にSPCのAM業務に加え、当社が組成した私募ファンド及び上場インフラファンドのAM業務も受託しております。当社グループのAM業務の受託発電所は、2022年12月31日現在、設備容量合計758.3MWとなっております。

## O&amp;M

全国の地域拠点を活用し、再生可能エネルギー発電所の運転開始後の管理運営等のO&M業務を行っています。当社では、基本的には再生可能エネルギー発電所を開発した地域に地域拠点を設置し、地元出身の社員が常駐することにより、再生可能エネルギー発電所のO&M業務を実施しております。

O&M業務は、運転状況の確認や巡視、稼働実績の報告、草刈り、法令等で定められた申請・報告等を実施しており、また事故等発生時の緊急対応・関係者への連絡等を実施しております。これらの業務に関しては、地域と円滑なコミュニケーションをとれる体制を構築することにより、適切に業務を行っています。全国の地域拠点と開発業務やEPC業務における知見を活用し、コスト削減とクオリティ向上に努めることで、当社グループ以外からO&M業務を受託している実績もあります。

当社におけるO&M業務の受託発電所は、2022年12月31日現在、設備容量合計は1,306.5MWとなっております。うち、当社グループ以外からの設備容量合計は684.1MWとなっております。

## 発電・売電

当社グループが所有している再生可能エネルギー発電所が発電した電力は、主に固定価格買取制度（以下「FIT制度」といいます。）に基づき、一般送配電事業者等へ売電しています。FIT制度は、太陽光発電等再生可能エネルギー電源で発電した電気を国が定める期間、固定価格で一般送配電事業者等が買い取ることを義務付ける制度です。このため、FIT制度に基づく再生可能エネルギー発電事業は長期的に安定した収益が見込まれます。

また、FIT制度によらない相対契約での売電事業や、JPEX（一般社団法人 日本卸電力取引所）における売電事業を実施しております。2022年12月31日時点で、稼働済みの発電所のネット設備容量（注）は、国内が325.6MW、海外が29.6MWです。

（注）ネット設備容量は、設備容量に当社グループの持分割合を乗じたものです。



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (注) 2	関係内容
(連結子会社)					
アールジェイ・ インベストメント 株式会社	東京都港区	250,000	再生可能 エネルギー事業	100.0%	役員の兼任あり。
日本再生可能 エネルギーオペレーター 匿名組合事業 (注) 3・5	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社グループとアセットマ ネジメント契約を締結して いる。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
サクシード四日市山田 匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社グループとアセットマ ネジメント契約を締結して いる。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
多治見北小木 匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社グループとアセットマ ネジメント契約を締結して いる。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
一関大東匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社グループとアセットマ ネジメント契約を締結して いる。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
赤芝水力発電株式会社	東京都港区	9,500	再生可能 エネルギー事業	95.2%	当社グループとアセットマ ネジメント契約を締結して いる。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
合同会社RJエネルギー 新潟阿賀野(注) 4	東京都港区	100	再生可能 エネルギー事業	51.0%	当社グループとアセットマ ネジメント契約を締結して いる。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
日本再生可能エネルギー インフラ投資法人 (注) 3	東京都港区	17,234,199	再生可能 エネルギー事業	100.0%	-
他16社					
(持分法適用関連会社)					
ルーフエナジー 匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	40.0%	当社とアセットマネジメン ト契約を締結している。
他1社					

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (注) 2	関係内容
(その他の関係会社)					
東急不動産 ホールディングス 株式会社(注) 7	東京都渋谷区	77,562,030	グループ 経営管理事業	被所有 16.71% (16.71%)	-
東急不動産株式会社	東京都渋谷区	57,551,699	都市事業 住宅事業 ウェルネス事業 インフラ・イン ダストリ 事業 海外事業 不動産ソリュー ション	被所有 16.71%	役員の兼任あり。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄において、セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権の所有割合」欄において、株式会社については議決権の所有割合、合同会社及び匿名組合事業については出資割合を記載しております。また、( )内は、間接出資割合で内数であります。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 当社と匿名組合契約を締結しております。

5. 当連結会計年度における連結売上高に占める売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の割合が10%を超えている連結子会社の主要な損益情報等は次のとおりです。

日本再生可能エネルギーオペレーター匿名組合事業

売上高	4,412,365千円
経常利益	16,469,863千円
当期純利益	22,032,586千円
純資産額	22,009,204千円
総資産額	46,335,717千円

6. 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人他6社は新たに持分の過半を取得したこと等により連結の範囲に含め、株式会社みらい電力他2社は重要性が乏しくなったこと等に伴い、連結の範囲から除外しております。

7. 有価証券報告書を提出しております。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数
再生可能エネルギー事業	266
合計	266

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

2. 当社の事業は、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
241	47.3	3.1	7,050,180

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

2. 当社の事業は、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、代表取締役社長 眞邊勝仁が、2011年3月11日に発生した東日本大震災の際に被災地を訪れ、太陽光で稼働する浄水設備を届けたことをきっかけに、2012年に創業いたしました。当社グループは「持続可能なエネルギーを届け、生き生きと暮らせる未来を実現します」というビジョンの下、これを実現するために以下の3つのミッションを掲げて事業を行っております。

クオリティの高い再生可能エネルギー発電所をつくり、安全に運営します

金融のノウハウを活かし、再生可能エネルギーをひろげます

再生可能エネルギーで地域社会を元気にします

#### (2) 経営環境

##### 再生可能エネルギー事業を取り巻く状況

当社グループが位置する再生可能エネルギー事業は、気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の締結を契機に脱炭素化に向けた取組みが世界的な潮流となっており、日本を含む150ヶ国以上の国がカーボンニュートラルを表明しております。日本においては、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとし、カーボンニュートラルの実現を目指すこと、そのために、省エネルギーを徹底し再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、規制改革等の政策を総動員しグリーン投資の更なる普及を進めること等が宣言されました。また、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、2030年度の再生可能エネルギーの電源構成の占める割合は、従来の第5次エネルギー基本計画の22～24%から36～38%へと1.5倍以上に引き上げられました。

再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続しており、今後も再生可能エネルギー市場はより一層拡大していく見通しです。

##### 再生可能エネルギーにおける太陽光発電の市場規模

日本国内における太陽光発電の市場規模は、資源エネルギー庁「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討」及び「第6次エネルギー基本計画」によると、日本の太陽光発電導入量は、2019年度の55.8GWから2030年度には103.5～117.6GWとなる見込みであり、2019年度の導入量の約2倍の市場に拡大する見込みです。また、これまで太陽光発電所の開発はFIT制度に基づき開発されてまいりましたが、今後はFIP制度（Feed in Premium制度）に基づく開発及びNon-FIT開発が中心になってきます。

##### FIT制度による再生可能エネルギーの導入拡大とFIP制度・Non-FITへの移行

FIT制度は、日本のエネルギー自給率が低水準であること及び温室効果ガスの削減を主たる目的として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）に基づき2012年7月より開始しました。FIT制度は、太陽光発電等再生可能エネルギー電源で発電した電気を国が定める期間、固定価格で送配電事業者が買い取ることを義務付ける制度です。FIT制度は長期的に安定した収益が得られるため、主に太陽光発電所を中心に急速に拡大しました。一方で、FIT制度に基づく再生可能エネルギーによる発電の普及が進むにつれ電力の買取も増加し、国民負担となる再エネ賦課金が大きくなってきました。そこで、2022年4月1日より施行された「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下「エネルギー供給強靱化法」といいます。）」では、FIT制度に加え、新たに市場価格にプレミアムを上乗せして交付する制度であるFIP制度が創設されました。FIP制度は、再生可能エネルギーのFIT制度からの自立化、卸電力取引市場への統合、国民負担の抑制を図ることを主たる目的としています。

また、「Non-FIT」による再生可能エネルギーの普及も期待されており、Non-FITの場合は、発電した電力を電力卸市場にて取引することや相対で買取価格・契約期間を決めることができます。当社グループは、FIT制度に依存しない再生可能エネルギー電源の普及・拡大に向け、相対契約での売電事業や、JPEX（一般社団法人 日本卸電力取引所）における売電事業を実施しております。

### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

#### 事業領域の拡大への取り組み

当社グループは、再生可能エネルギー発電所のデベロッパーとして、太陽光発電所を中心として、水力発電所や風力発電所の開発を行っております。また、再生可能エネルギー発電所の開発にとどまらず、蓄電池の活用などの検討を積極的に進めております。

また、スペイン王国において現地法人を設立し、南欧を中心とした地域において海外における発電所の開発/取得も実施しております。

当社グループは、多様な再生可能エネルギー発電所の開発、蓄電池などの新技術の活用、海外展開等により事業領域の拡大に努めてまいります。

#### 循環モデルによる事業拡大

当社グループの収益構造は、安定的な積み上げが期待できる売電事業及び発電所運営管理事業からのストック収益と、発電所の売却収入等のフロー収益から構成されております。

開発した発電所を自社保有して安定的な売電収入を得ることに加え、発電所の一部を私募ファンド等に売却することでバランスシートをコントロールしつつ、その売却収入を再投資資金として新たな開発を行う循環モデルにより成長を加速させてまいります。加えて、売却先ファンドのAM業務や、O&M業務を受託することで、安定的なストック収益を確保していきます。また、O&M事業については、外部受注の拡大を進め、更なる成長を目指してまいります。

#### Non-FITへの対応

当社グループは、従来、固定買取価格制度（以下、FIT）の認定を受けた再生可能エネルギー発電所の開発及び保有により事業の拡大を進めてまいりましたが、将来においては、電力をエンドユーザーや卸売市場へ相対で売却（以下、Non-FIT）するような形に移行するものと考えております。

そのようなNon-FIT時代において、当社グループの再生可能エネルギー事業の収益性を維持するためには、発電所開発コストの低減が必要となります。

開発コストのうち、造成コストについては、ゴルフ場の活用、屋根上への設置、遊休地の活用など、造成を伴わない開発案件の検討を進めております。

EPCコストについては、より低コストで高品質な発電所建設を目指し、建設の初期段階である設計時から費用削減の意識を高めて、最終的な発電所建設コストの低減に努めております。

開発コストの他、発電所完成後のランニング・コストについても低減する施策を検討しております。

#### 地域との共存・共生

地域との共存・共生について、当社グループの地方における開発事業及びO&M事業の拠点は、年々増加しており、当連結会計年度末時点において全国29か所となりました。また、その事務所のある地域の方々の雇用に加えて、地域住民、地方公共団体及び地域の企業などと連携し事業展開することにより地方の活性化に貢献しております。

また、当社では書籍の寄贈や住民を招いての環境勉強会など開催しておりますが、そういった取り組みが、当社の事業創出の機会にもつながると考えております。

今後も、このような活動を積極的に増やし、地方の活性化に貢献してまいります。

#### 財務体質の強化

当社グループは、再生エネルギー発電所にかかる開発資金を、金融機関からの借入等により調達しています。今後は、営業活動によるキャッシュ・フローの拡大から生み出される余剰資金及び財務活動による増資等により、有利子負債依存度の改善を進め、財務体質の強化に努める方針です。

### (4) 目標とする経営指標

当社グループは、多額の設備投資を必要とする発電事業の割合が高まっており、減価償却費等の割合が大きくなっております。減価償却費等の一過性の償却負担に過度に左右されることなく、株式価値の向上を目指すことが重要と認識していることから、EBITDAを目標とする経営指標としております。

(注) EBITDA=経常利益+支払利息+支払手数料+減価償却費+のれん償却額+その他償却 (EBITDAは、会計監査又は四半期レビューを受けておりません)

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性がある全てのリスクを網羅したものではありません。

### (1) 太陽光発電に関するリスク

#### 運転開始済みの太陽光発電所について

太陽光発電における発電量は「日射量」に比例するところ、当社グループでは事前の日射量シミュレーションを実施していますが、かかる日射量は当社グループによるコントロールが及ぶ事象ではありません。国内においては、日射量の多い春季から秋季にかけての全国的な長期間の悪天候、新しい建物の建築や樹木の成長等による周辺環境の変化、また、降灰・粉じん・黄砂・ガス等による直達光・散乱光の減少さらに冬季にかけての降雪等により、当社グループの太陽光発電所が設置された地域における日射量が低下し、これにより当社グループの太陽光発電における年間総発電量が想定より減少した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。加えて、上記のような事象が発生した場合にこれに対応するための補修や追加設備の導入等に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなる場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 開発中の太陽光発電所について

当社グループは、太陽光発電所の開発に関して、EPC事業者との間で資材調達及び工事の諸条件を定めた契約を締結します。当該契約は、原則として綿密な設計計画を作成した上で合意・締結された固定金額の工事請負契約です。しかしながら、EPC事業者との契約範囲外の事由により、設計当初に想定しなかった追加工事が発生した場合や、天災、感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。）等の不可抗力事由の発生により事業計画に遅延が生じた場合、又は発注先のEPC事業者の信用悪化事由の発生等により工事期間に影響が生じる場合には、工事請負契約の金額が増加したり、運転開始時期が遅延することにより当初の予定どおりに売上を上げることができなかつたり、FIT売電期間が短縮化する可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 認定取得済みの太陽光発電所について

太陽光発電所の着工に至るためには、地権者との交渉及び調整並びに関係省庁・自治体からの許認可の取得及び関係省庁・自治体への届出等が必要です。当社グループが手掛ける太陽光発電所の発電規模は相対的に大きいと、開発には一定の期間が必要となります。当社グループは、地権者、関係省庁・自治体と十分な調整を図り事業を進めておりますが、一定期間を過ぎても合理的な理由なく開発を進捗できず、管轄省庁の聴取に対して合理的な説明を行うことができない場合には、管轄省庁の判断にて既取得の事業計画認定が取り消される可能性があります。

#### 入札中の太陽光発電所について

当連結会計年度末現在、新規の事業計画認定取得は原則として入札制度となっており、他社との競合により当社グループが開発を予定していた発電所について落札できず事業計画認定が取得できなかった場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) その他太陽光発電以外の電源に関するリスク

当社グループは、太陽光発電の他再生可能エネルギー電源の多様化を目的として、今後水力発電所及び風力発電所など太陽光発電以外の電源の開発にも着手しており、今後も更に拡大していくことを検討してまいります。水力発電及び風力発電等においても、関係省庁・自治体からの各種許認可の取得が必要になることに加え、環境アセスメントや地権者との十分な調整を図る必要があります。

当社グループは、開発シミュレーションを含む事前の十分な調査、地域や行政との十分な連携を図り、事業計画に遅延が生じないように対応しておりますが、環境アセスメントや地権者との調整において、当初予定していた期間を超過する場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの発電所の発電量は、水量や風況等に左右されます。当社グループは事前にシミュレーションを実施していますが、これらの水量や風況等は当社グループによるコントロールが及ぶ事象ではありません。

これらの水量や風況等が低下し、年間総発電量が想定より減少した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。これにより当社グループの想定外の事象が発生し、これらに対応するための補修や追加設備の導入等に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなる場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。加えて、上記のような事象やその他想定外の事象が発生し、これに対応するための補修や追加設備の導入等に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなる場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) エネルギーに関する国内外の施策及び各種法令の変更リスク

当社グループの主要事業である再生可能エネルギー事業においては、FIT制度に基づいた一般送配電事業者又は小売電気事業者等の購入者との契約により、長期間にわたる買取期間において固定価格で再生可能エネルギー電源からの電力供給を行っていますが、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、再エネ特措法が2017年4月1日に施行されたことに加え、2020年6月には、再エネ特措法の改正を含む、「エネルギー供給強靱化法」が成立し、2022年4月1日より施行されました。

また、当社グループが海外で事業を実施するにあたっては、事業を実施する国や地域における法令・制度に従う必要があります。

このような各国政府のエネルギーに関する施策の変更及び各種法令の改定が行われ、当社グループが、新制度に適時かつ適切に対応できない場合、又はこれに対応するためのコストや負担が増加した場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) FIT制度に関する売電収入変動リスク

エネルギー供給強靱化法の施行により、FIT制度に加え、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付するFIP制度が創設され、当該制度においては電力市場における需要量に応じて売電収入が変動することになります。FIP制度への移行後において電力市場における需要量が当社グループの想定よりも少なかった場合等には当社グループは想定どおりの売電収入を得ることができず、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

### (5) 出力制御に関するリスク

我が国の電力市場においては、年間のうち電力需要が小さい時期・時間帯において、火力発電及びバイオマス発電の抑制、地域間連系線を活用した他エリアへの送電等を行い、それでもなお発電量が需要量を上回る場合には太陽光発電及び風力発電の制御が行われ、その次に水力発電の制御が行われます。なお、需給バランスの調整のための太陽光発電及び風力発電に関する出力制御は、2021年4月1日以降に新規に接続を申し込む事業について、全国で無制限・無補償ルールが適用されます。また、電力会社による系統工事等に伴い、上記出力制御とは別に計画停電がなされることがあります。2018年10月、国内で初めて九州本土で離島を除く広域での出力制御が実施されました。九州本土における出力制御は、現在も継続して実施されています。

当社は、出力制御の実施予測についてシミュレーション分析を行った上で事業化の可否を判断していますが、かかる分析の結果、事業化を断念せざるを得なくなった場合又は事業化に成功した場合であっても想定を上回る出力制御が実施されることにより想定した売電収入を得られなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 事業環境に関するリスク

太陽光発電事業は、FIT制度の導入によって大量の事業者が市場に参入しましたが、買取価格の段階的引き下げに伴い、事業者の淘汰が進んでいます。当社は、このような厳しい事業環境のなかでも従来どおり開発案件の増強に努めるため、全国各地の地方公共団体、地域金融機関、地元の建設会社等とのネットワークを活用し、効率的に開発案件を発掘する体制を構築していますが、今後は、平坦地で造成コストが低く、開発コストが相対的に安価となる土地を発掘・取得することが徐々に困難になる可能性が考えられ、開発に適した土地が入手できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、開発事業の他、事業拡大の手段として、他の発電事業者等から稼働済みの太陽光発電事業の事業譲受を進めています。事業譲受は、直ちに売電収入が望めるという利点があるものの、デューデリジェンスによる正確な収益評価が重要になります。そのため収益評価の正確性が不十分な場合は、当社が期待する収益が計上されずに当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 系統連系に関するリスク

FIT制度の導入により太陽光発電事業が急拡大し、一部の電力事業者において、太陽光発電所による電力供給が系統内の電力需要量を上回り電力設備・接続条件が上限に到達したために、系統連系への接続遅延及び接続見合わせが発生しています。当社グループが開発を予定している太陽光発電所について、当初のスケジュールでの系統連系への接続が行われずに遅延、保留が発生し、その影響を受けて売電開始時期が遅延した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 事業計画認定に関するリスク

当社グループの再生可能エネルギー発電事業においては、FIT制度に基づいた「事業計画認定」を取得しています。しかし、FIT制度の規定に違反する等、認定された事業計画どおりに事業を実施していない場合や、認定時の基準に適合しなくなったと経済産業大臣が認めた場合には、当該認定は取り消されることがあります。当社グループとしては、発電を既に開始した発電設備の「事業計画認定」を取り消される可能性は相当程度限定的と考えていますが、取り消された場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法令の遵守に関するリスク

当社グループは、事業運営において「建設業法」「建築基準法」「再エネ特措法」「電気事業法」「電気工事士法」「電気工事業の業務の適正化に関する法律」「宅地建物取引業法」等の法規制を受けており、特にEPC事業に関して特定建設業の許可を受けています。また、当社は、主に金融機関（以下「レンダー」といいます。）や機関投資家等の特定投資家（以下「投資家等」といいます。）に対する開発事業への匿名組合出資や集団投資スキームの私募の取扱業務等に関して、第二種金融商品取引業及び助言代理業の登録を受けており、「金融商品取引法」及び「犯罪収益移転防止法」を遵守する必要があります。当社は役職員の入社時及び継続的なコンプライアンス研修の実施により、役職員のコンプライアンス意識の強化・向上に努めていますが、役職員がその法令を十分に理解せずに業務を遂行した場合は、法令違反による罰則の対象となったり、許可・登録の取消等が行われたりすることで、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 自然災害・天候に関するリスク

太陽光発電所をはじめとした再生可能エネルギー発電所は、山林を伐採し、造成を行い、適切な土地の形状にし、開発を行う場合があります。当社グループは、発電所開発時に詳細なデューデリジェンスを実施しておりますが、台風、豪雨あるいは地震といった自然災害が整地、造成された土地の崩落や太陽光発電所に設置された設備や機器の損傷、故障を引き起こし、期待された売電量を確保できずに当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社は開発の進捗に応じて開発報酬を売上計上しています。したがって、自然災害等により、開発進捗が遅延した場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは太陽光発電所開発を全国で展開しており、局所的な自然災害等の影響を最小化できると考えていますが、過度の積雪や降灰といった自然災害だけでなく、天候不順により太陽光発電所のパフォーマンスが十分に発揮されない場合、火災や停電、テロ行為、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの感染等により、発電所設備や遠隔監視システム等が正常に稼働しなくなった場合のほか、感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。）により社会機能の障害が発生した場合、戦争、武装紛争等の人的災害、送電障害等の主要な社会的インフラ障害等が発生した場合には、当社グループの発電所について適切な管理やメンテナンスができなかったり、長期間の操業停止や発電所設備の大規模な修繕が必要となったりすることで、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 特定事業への依存に関するリスク

当社グループは、再生可能エネルギー事業を主な事業とする単一セグメントであり、そのなかでも太陽光発電所の開発に経営資源を集中させています。今後は、例えば太陽光発電以外の再生可能エネルギー（風力発電やバイオマス発電）発電所の開発や、小売電気事業といった新たな事業を育成し、収益力の拡大とともに事業の分散を図ることを検討していますが、事業環境の変化により、太陽光発電所の開発事業が縮小しその変化へ適切な対応ができない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(12) 外注業者及び外注管理に関するリスク

再生可能エネルギー発電所の開発にあたり、測量や造成工事及びEPC工事等を外注業者に発注する場合があります。この場合、建築資材の価格や工事労務費の高騰により工事請負金額が上昇した場合には、開発コストが上昇する可能性があります。また、外注業者の信用情報の収集に努めていますが、外注業者が経営破綻した場合、工事遅延や請負契約の不履行等が発生する可能性があります。また、将来における外注業者が請け負うべき保証責任が履行されない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

外注業者への工事発注については、測量や造成工事及びEPC工事等、工事毎に直接見積取得を行っています。工事毎に見積もりを取得するのは、適正な競争が行われること、また各業者と直接交渉するため施工の信頼性や品質の確保等が期待できます。当社の施工業務には多数の外注業者が関わることとなりますが、開発件数の増加や開発エリアの拡大に伴い外注業者を十分に確保できない場合、又は、外注業者の経営不振や繁忙等により工期が遅延した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(13) 再生可能エネルギー発電所開発に際しての土地所有者や周辺住民との調整に関するリスク

再生可能エネルギー発電所の開発にあたっては、建設地の周辺環境に配慮し、関係する法律や自治体の条例等を遵守して開発計画を立案し、事前に土地所有者や周辺住民に対して説明会を実施しています。ただし、開発計画に対して土地所有者や周辺住民の理解が得られず調整が難航する場合があります。その場合、開発計画の変更、工事期間の延長、追加費用の発生等が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(14) 契約不適合責任に関するリスク

再生可能エネルギー発電所の開発において、当社がEPC工事を手掛ける場合、その工事請負契約において、目的物の契約不適合責任を負うことが定められています。当社は、これまでのEPC開発において得た知見の活用により契約不適合責任を負うことのないように努めておりますが、当該期間中に重大な契約不適合が認められた場合は、その修補を行う必要があるだけでなく、損害賠償金の支払いも求められる可能性があります。当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(15) 重大事故の発生に関するリスク

当社は開発工事における安全対策や品質管理には万全を期していますが、人身や施工物に関わる重大な事故が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(16) 訴訟等に関するリスク

当社グループは取引先等との紛争未然防止に努めていますが、何らかの理由により訴訟が発生する場合があります。例えば、開発工事にあたっては周辺環境への配慮を含めた安全対策や品質管理に努めていますが、訴訟により当社に損害賠償責任等が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) 当社グループの業績に関するリスク

当社グループは、再生可能エネルギー発電所開発事業において、開発事業の進捗管理を徹底するなど発電開始時期の遅延が生じないように努めております。EPC等工事請負においては、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。このため、発電開始時期（引渡時期）の偏りや同時期が期末を超えて遅延した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

再生可能エネルギー発電所の取得においては、主に匿名組合出資を通じ、リスクを出資額に限定しながら再生可能エネルギー発電所の取得を行っており、取得した物件の売却の決済時に引渡しとともに売上高を計上していますが、取得した物件の売却が予定どおりに進まなかった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

## (18) 開発プロセスの進捗に伴う開発報酬に関するリスク

当社グループにおける再生可能エネルギー発電所の開発事業においては、地権者との協定書締結、各種許認可取得、エンジニアリング、ファイナンスの組成、建設管理といったプロセスがあります。当社は、再生可能エネルギー発電所を所有するSPCに対して、再生可能エネルギー発電所設立に係る重要な許認可の取得、エンジニアリング、土地確保及びファイナンス関連契約の締結に係る開発支援等の業務を提供しており、開発支援に係る役務の提供完了をもって、SPCから開発報酬を受領する場合があります。開発報酬の計上金額は、各連結会計年度における新規発電所に係る開発支援業務完了の有無又はその規模・件数により変動します。そのため、開発報酬の計上の時期により売上収益及び利益は増減する傾向にあります。

当社は、開発段階におけるSPCに対する匿名組合出資持分が持分法適用会社である場合は、当該開発報酬は当社の未実現利益を控除した金額を売上計上します。開発報酬を計上したものの、開発報酬を受領する前に何らかの事由により開発が中止された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが推進する再生可能エネルギー発電所の開発スケジュールの遅延が生じた場合には、開発報酬の計上時期も遅延することとなり、当該連結会計年度における当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (19) 発電所売却に係る収益構造と連結財務諸表における会計処理に関するリスク

当社グループの収益構造は、フロー型収益である開発報酬、EPC報酬及び発電所売却収入と、ストック型収益である売電収入等、AM報酬及びO&M報酬から成りますが、フロー収入を構成する合同会社による発電所の売却にあたっては、連結子会社である合同会社が保有する販売用発電所について設備売却を行う場合と当社が匿名組合出資持分の売却を行う2つの売却手法があります。匿名組合出資持分の売却は、当社が売主となり、投資家は、匿名組合出資持分を取得するとともに実質的に発電所を保有する合同会社を取得するという形態となります。この場合、合同会社が借入れた借入金や、その他合同会社が有する全ての債権債務や権利義務の全てを承継することになります。発電事業者は引き続き合同会社であるため、発電事業者としての経済産業省への登録変更手続きなどは生じませんが、一方、投資家におけるデューデリジェンスは、発電設備と合同会社の両方を実施することになり、投資家は、発電設備と合同会社の両方のリスクを負うことになります。設備売却は、合同会社が売主となり、投資家は、発電設備の購入資金を自ら調達し、発電事業者としての経済産業省への登録変更手続きなども必要になります。発電設備の購入は、合同会社が有する全ての債権債務等から切り離されますので、投資家は合同会社のリスクを負うことはありません。

連結子会社である合同会社が設備売却により発電所の売却を行う場合には、発電所の売却価額総額を売上計上し、発電所の簿価が売上原価として計上される一方、当社が売主として匿名組合出資持分の売却を行う場合には、当社の匿名組合出資持分部分のみが売却価額となり、また、売却価額と簿価の差額が売上高又は売上原価として計上されます。基本的には、いずれの会計処理方法によっても親会社株主に帰属する当期純利益には影響を及ぼしませんが、当社グループがいずれの売却手法を採るかは、投資家の判断にも拠るものであり、売却手法によって当社の連結財務諸表上の売上高に大きな差が生じます。当社グループの計画策定においては、原則として保守的に匿名組合出資持分の売却を所与として策定しておりますが、当初計画に見込んでいた売却手法と異なる売却方法を行った場合、当社グループの売上高は大きく変動する可能性があります。

## (20) 関係会社におけるスポンサーサポートに関するリスク

当社グループにおいて発電事業を運営するSPC各社は、発電所建設に際して、レンダーからの資金調達（借入金）を行います。SPCの業績悪化等、一定の条件が発生した場合には融資関連契約に従い、当社を含むSPCへの出資者はSPCに対するスポンサーサポート義務を負う場合があります。太陽光発電所に関してはプロジェクトファイナンスの組成実績が豊富であるため、一般的に融資関連契約に規定されるスポンサーサポートは他の再生可能エネルギー電源に比べると限定的となる傾向にあります。

当社グループの太陽光発電所を運営するSPC各社において、不測の事態により発電を行うことができない場合や、想定以上の悪天候が複数年連続した場合等、これらの要因により工事費の計画超過又は財務制限条項の指標の悪化等融資関連契約に定められた事象に該当したときは、当社はSPCの出資者として、一定の限度額内において追加出資等の義務を負う場合があります。また、当社が出資する太陽光発電以外のSPCにおいては、不測の事態により収益性が計画を大きく下回った場合等により、当社による追加出資が必要となる場合があります。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 東急不動産グループとの関係に関するリスク

東急不動産グループとの資本的関係について

当連結会計年度末現在、東急不動産株式会社（以下「東急不動産」といいます。）は当社株式の16.71%（2022年12月31日時点）を保有しており、同社及び同社の100%親会社である東急不動産ホールディングス株式会社（以下「東急不動産ホールディングス」といいます。）は当社のその他の関係会社となります。当社と東急不動産グループとの間における主な取引は、東急不動産の保有する太陽光発電所のAM業務及びO&M業務の受託があります。

東急不動産グループとの取引に当たっては、当社のガイドラインである「関連当事者取引ガイドライン」に則り、検討を経た上で適切に実施しております。

東急不動産ホールディングス及び東急不動産の承認等について

当社には東急不動産ホールディングス及び東急不動産の事前承認又は事前報告を必要とする取引や業務は存在しません。

東急不動産の競合関係について

東急不動産は再生可能エネルギー事業を行っており、当社グループとの間で開発用地取得や発電所の開発に際して競合関係が発生する可能性があります。また、稼働済みの発電所の取得の場面においても競合関係となる場合があります。そのため、当社グループが特定の事業候補地で事業開発を進めるにあたり、東急不動産が当該候補地を確保することや公募事業で東急不動産が採択される等により、当社グループの予定している開発を中止又は変更した場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

東急不動産との取引関係について

当社と東急不動産は、2017年8月に再生可能エネルギー事業の共同推進を目的とし、資本業務提携契約を締結しました。当社グループは、再生可能エネルギー発電所の開発・運営に関する事業用のSPCに対して東急不動産と共同出資しています。

また、同社又は同社が出資するSPC等との間に、発電所の売買契約、O&M契約及びPJM（プロジェクトマネジメント）契約等を締結する形で取引が発生しています。

上記のとおり当社グループは東急不動産ホールディングス及び東急不動産とは資本・業務上において密接な関係があり、今後とも東急不動産ホールディングス及び東急不動産とは良好な関係を継続する所存ですが、同社の事業戦略方針の転換等により、同社との関係に変化が生じる場合には、再生可能エネルギー発電所の開発・運営に支障をきたし、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(22) 海外からの調達に伴うリスク

当社は太陽光パネルを海外から調達していますが、海外の政治・経済の情勢等により、太陽光パネルの価格の高騰や供給停止等といった事象が発生する可能性があります。例えば太陽光パネルの主要な原材料である金属シリコンは世界シェアの約8割が中国で生産されていますが、米国の中国からの金属シリコンの輸入禁止措置により価格が高騰しており、太陽光パネルの価格も影響を受ける可能性があります。今後、太陽光パネルの価格上昇や供給停止等が発生しかつ代替品の確保が困難な状況等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(23) 半導体不足が太陽光発電事業に与える影響に関するリスク

当連結会計年度末現在、世界的に半導体不足が深刻化し太陽光発電事業にも影響が出始めており、今後、当社が調達している太陽光発電システムの主要部品であるパワーコンディショナー（発電した直流電力を交流電力に変換する機器）の生産遅延が発生する可能性があり、その動向は常に注視しておりますが、それにより開発中又は開発予定の太陽光発電所の工事が遅延する等の影響が出た場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(24) 企業統治に関するリスク

当社グループは企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと位置付けており、内部監査室による内部監査の実施や監査役監査の実施等で適切な監査体制を維持・構築しております。一方、当社グループは、取締役会設置会社及び監査役会設置会社としてガバナンス体制を構築してから日が浅いことや、急速な事業拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、事業遂行に支障をきたし、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(25) 特定経営者への依存に関するリスク

代表取締役社長である眞邊勝仁は、再生可能エネルギー業界に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、重要な取引先との交渉、利益計画の策定・推進等、会社運営の全てにおいて重要な役割を担っています。今後、エネルギー事業の専門家等優秀な人材の採用・育成等、同人に過度に依存しない経営体制の整備を進めてまいります。何らかの事情により、同人が離職した場合、又は十分な業務執行が困難となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(26) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社グループは、役員、従業員及び取引先へのインセンティブ付与を目的として、新株予約権（以下「ストック・オプション」といいます。）を付与しており、発行済株式総数に対して4.42%（2022年12月31日時点）の潜在株式が存在しています。このストック・オプションが行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、ストック・オプションの行使により発行された当社普通株式が株式市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(27) レピュテーションに関するリスク

再生可能エネルギー業界を対象とした否定的な内容の報道、インターネット上の掲示板への書き込み等がなされ、拡散した場合に顧客や市場関係者間の評判が悪化することにより、当社グループの業務遂行及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(28) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、個人情報や取引先の機密情報を取り扱っています。これらの情報管理に万全を期するため、管理体制の構築、社内規程の整備、システム上のセキュリティ対策をはかるとともに、研修等により役職員の情報管理意識の向上に努めています。しかしながら、万一、当社グループの故意・過失、又は第三者のサイバー攻撃等により情報漏えいが発生した場合、当社グループに対する損害賠償や信用力の低下により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(29) 人権問題に関するリスク

世界的な人権に対する配慮の高まりにより、当社グループだけでなくそのサプライチェーンでの人権問題にも配慮が求められており、当社グループは内規である「行動規範」に基づき、顧客のみならず、地域社会、国際社会等からの信頼と信用の下に成り立っている事を認識し、また、グローバルレベルで社会に対する責任を負っている事を認識し行動しておりますが、当社グループ又は当社グループと取引関係にあるサプライチェーンによる人権問題への取組みが不十分とみなされた場合、当社グループにおける社会的信用の毀損が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(30) 金利変動に関するリスク

当社グループは、レンダー及び投資家等から資金調達し事業運営に取り組んでいます。レンダー及び投資家等が国債等の市場金利を投資判断の指標としている場合に、金利水準が上昇し、再生可能エネルギー発電所への貸付及び投資から得られる利回りが相対的に低下すると、資金調達が困難になり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(31) インフレに伴うリスク

当社グループが保有する大部分の再生可能エネルギー発電所は、FIT制度に基づき、固定価格により一般送配電事業者又は小売電気事業者等に対し売電しております。売電価格は固定であるため、インフレに伴い、発電所の管理運営に係る費用が増大した場合、売電価格に転嫁できない構造となっております。インフレが進行し、費用増大が売電事業の採算を悪化させた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

## (32) 為替変動によるリスク

当社は、当社が100%出資する海外子会社のRJ EURODEVELOPMENT, S.L.（以下「RJE」といいます。）を通じ、海外に所在する再生可能エネルギー発電所を開発・取得しております。また、所有している発電所が発電した電力を現地の需要家（電力会社等）に売電することで、売電収入を得ております。為替変動が生じた場合、RJE及びRJEを通じて出資した発電所の出資持分について、日本円における価値が変動することで、当社の純資産額が増減するほか、売電収入についても、日本円に換算した際に為替の影響を受けることにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

## (33) 資金繰りに関するリスク

開発事業において、レンダー及び投資家等から資金調達する前に発生する測量調査等の諸経費は、自己資金やコーポレートローン等により調達した資金で賄っています。自己資金あるいは当社の信用力に基づくコーポレートローンの資金調達ができず、資金繰りが困難となった場合、開発事業がスケジュールどおりに進捗せず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

## (32) 有利子負債依存度に関するリスク

当社グループは、再生エネルギー発電所にかかる開発資金を、金融機関からの借入等により調達しています。最近2連結会計年度における、有利子負債残高、有利子負債依存度及び支払利息の推移は下表のとおりであります。

今後は、営業活動によるキャッシュ・フローの拡大から生み出される余剰資金及び財務活動による増資等により、有利子負債依存度の改善を進めるほか、プロジェクトボンドへの借換等を活用し、超長期で金利を固定化することにより、支払利息等の負担を軽減することで財務体質の強化に努める方針ですが、事業の拡大に伴い金融機関からの借入が増加し、金融情勢の変動により金利が大幅に上昇した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
有利子負債残高(千円)	99,577,190	137,923,851
有利子負債依存度(%)	83.1	82.7
支払利息(千円)	1,079,178	1,701,383

(注) 1. 有利子負債残高は、短期借入金、長期借入金(1年内返済予定を含む。)、ノンリコース長期借入金(1年内返済予定を含む。)、社債(1年内償還予定を含む。))及びリース債務(1年内返済予定を含む。)の合計額です。

2. 有利子負債依存度とは、総資産に占める有利子負債の比率です。

## (33) 保有資産の評価に関するリスク

当社グループは、売却前の太陽光発電所を棚卸資産として計上しており、これらの棚卸資産として計上している太陽光発電所に関して連結会計年度末に資産の評価を行います。その結果、収益性が低下していると判断される場合には当該資産について簿価の切下げを行うことがあります。簿価の切下げが行われ、その金額が大きい場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (34) 配当政策に関するリスク

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、現在当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化及び事業拡大に向けた投資に充当することで、さらなる事業拡大を実現することが株主に対する利益還元の最大化に繋がると考えており、設立以来無配となっています。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案しながら株主への利益還元策を決定していく方針ですが、現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### （1）経営成績等の状況の概要

##### 経営成績の状況

当連結会計年度における当社グループの事業において、開発事業については、自社開発及びセカンダリー双方で発電所の取得を進めた結果、発電所の開発又は保有数は累計で186件となり、設備容量は914.1MWとなりました。2022年9月には当社にとって初の海外案件となるソコボス太陽光発電所（スペイン王国、設備容量21.6MW）を取得いたしました。また、2022年12月にはトリホス太陽光発電所（スペイン王国、設備容量7.9MW）を取得し、海外において保有する発電所は2件、設備容量は29.6MWとなりました。

これにより、当社グループが保有する稼働済み発電所のネット設備容量（設備容量に当社グループ持分割合を乗じたもの）は、2022年12月31日時点で合計355.3MWとなりました。

2022年8月には、鹿児島県垂水市と「再生可能エネルギーの活用に関する連携協定書」を締結いたしました。これは、垂水市強靱化地域計画及び垂水市地球温暖化対策実行計画に基づく垂水市内のカーボンニュートラルに向けた取組みを加速・拡大させ、垂水市の持続可能なまちづくりを推進させるためのものです。今後、当社は、垂水市におけるオンサイト型PPA（Power Purchase Agreement、発電事業者が電力需要施設に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を電力需要施設にて消費するというスキームの電力購入契約）による太陽光発電所の導入を計画しております。垂水市所有の施設の屋上及び屋根に当社が太陽光発電設備を設置し、発電事業者として当社が発電した電気を垂水市所有の施設へ供給する予定です。

2022年12月には、太陽光発電所の取得資金として203億円を再生可能エネルギープロジェクトボンドスキームにより調達しました。本プロジェクトボンドは、日本の再生可能エネルギーグリーンプロジェクトボンドにおける過去最大の発行額となりました。また、当社として12件目となるプロジェクトボンドの発行で、発行総額は1,105.5億円となりました。

O&M事業については、外部からの受注を強化したことにより、他社からの受託が累計95件、設備容量684.1MW、総計は264件、設備容量1,306.5MWとなり、当社の開発事業及びO&M事業の拠点は全国29か所となりました。

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下「対象者」といいます。）を連結子会社化することを目的として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、当社の連結子会社である合同会社アールジェイ7号を公開買付者として、対象者の投資口を取得することを決議し、2022年5月13日から2022年6月23日を取得期間として本公開買付けを実施いたしました。

本公開買付けの結果、2022年6月30日（本公開買付けの決済の開始日）付けで対象者が当社の連結子会社となり、当社グループは本公開買付けに伴う手数料等を計上いたしました。

また、2022年12月には対象者が保有する発電所の一部を連結子会社である合同会社アールジェイ8号へ譲渡いたしました。なお、本譲渡による連結決算への影響はございません。

当社グループは、今後も再生可能エネルギー事業の拡大を通じてCO2削減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高17,718,960千円（前期比11.1%増）、営業利益1,289,455千円（同42.2%減）、経常損失1,360,681千円（前連結会計年度は経常利益990,726千円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,526,471千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益529,953千円）となりました。

なお、当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### 財政状態の状況

##### （資産）

当連結会計年度末における流動資産は38,490,856千円となり、前連結会計年度末に比べ69,108,384千円減少いたしました。これは主に販売用発電所の減少39,300,907千円、仕掛販売用発電所の減少17,992,544千円、現金及び預金の減少3,717,692千円等によるものであります。固定資産は128,238,542千円となり、前連結会計年度末に比べ116,071,773千円増加いたしました。これは主に機械装置及び運搬具の増加101,043,567千円、長期前払費用の増加3,502,032千円等によるものであります。

この結果、総資産は166,729,399千円となり、前連結会計年度末に比べ46,963,388千円増加いたしました。

##### （負債）

当連結会計年度末における流動負債は22,859,208千円となり、前連結会計年度末に比べ1,437,699千円減少い

たしました。これは主に1年内返済予定の長期借入金の減少1,709,132千円等によるものであります。固定負債は131,261,461千円となり、前連結会計年度末に比べ49,890,174千円増加いたしました。これは主にノンリコース長期借入金の増加26,357,729千円、長期借入金の増加15,071,435千円等によるものであります。

この結果、負債合計は154,120,670千円となり、前連結会計年度末に比べ48,452,475千円増加いたしました。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は12,608,729千円となり、前連結会計年度末に比べ1,489,086千円減少いたしました。これは主にオーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ340,386千円増加したものの、子会社株式の追加取得により資本剰余金が489,459千円減少、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が1,526,471千円減少、非支配株主持分が152,695千円減少したこと等によるものであります。

この結果、自己資本比率は5.6%(前連結会計年度末は8.9%)となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ3,714,892千円減少し、14,444,792千円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1,901,939千円(前期は営業活動の結果使用した資金は18,607,274千円)となりました。これは主に棚卸資産の増加額が8,165,958千円となったものの、減価償却費が5,968,232千円、長期未払金の増加額が3,074,453千円、未払消費税等の増加額が1,977,907千円となったこと等によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は17,518,258千円(前期比335.3%増)となりました。これは主に連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出が16,840,984千円、有形固定資産の取得による支出が625,817千円となったこと等によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は12,101,915千円(前期比57.9%減)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出が49,566,674千円、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式等の取得による支出が6,813,460千円となったものの、長期借入れによる収入が69,123,826千円となったこと等によるものであります。

## 生産、受注及び販売の実績

## a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## b. 受注実績

当社グループで行う事業は、受注生産を行っていないため、当該記載を省略しております。

## c. 販売実績

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであり、フロー型収益、ストック型収益の当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

		売上高 (千円)	前年同期比 (%)	売上総利益 (千円)	前年同期比 (%)
フロー型収益		2,206,537	59.3	1,411,255	47.1
ストック型収益	売電事業等	13,711,683	130.5	3,242,137	174.1
	O&M事業	1,985,474	123.0	1,345,650	128.0
	AM事業	667,873	110.4	667,873	110.4
	調整額	852,607	169.9	843,376	164.7
合計		17,718,960	111.1	5,823,540	97.0

- (注) 1. 「フロー型収益」は、開発業務、EPC等工事請負、発電所売却および匿名組合出資持分売却による収益であります。
2. 「ストック型収益」は、売電事業、O&M事業、AM事業、匿名組合からの分配損益および地代等による収益であります。
3. 「調整額」は、連結子会社との取引消去されている収益であります。
4. 前連結会計年度においては、O&M事業及びAM事業は連結子会社との取引消去後の売上高及び売上総利益を記載しておりましたが、当連結会計年度より、O&M事業及びAM事業単独での売上高及び売上総利益を記載し、別途、調整額を記載しております。
5. 最近2連結会計年度の主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東北電力ネットワーク株式会社			4,167,911	23.5
中部電力ミライズ株式会社	2,067,726	13.0	2,275,757	12.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

経営成績及び財政状態の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの財政状態の分析等は「第2 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載しております。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べ11.1%増加し、17,718,960千円となりました。これは主に、発電所の運転開始及び新規取得に伴う売電収入の増加3,201,529千円等によるものであります。前連結会計年度は、発電所の長期保有体制を構築することに注力し、発電所売却のため私募ファンドの組成を見送ることにより、売上高が一時的に減少しました。当連結会計年度は安定的な積み上げが期待できる売電事業及び発電所運営管理事業からのストック収益と、発電所の売却等のフロー収益の両立を確保できたことにより売上高が増加いたしました。

(売上原価・売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度と比べ19.6%増加し、11,895,419千円となりました。これは主に、売却手法の違いによる発電所売却原価の増加357,665千円等によるものであります。

以上の結果、売上総利益は、前連結会計年度と比べ3.0%減少し、5,823,540千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比べ20.1%増加し、4,534,085千円となりました。これは主に、TOB関連費用の内、外部報酬の増加331,101千円等によるものであります。

以上の結果、営業利益は前連結会計年度と比べ42.2%減少し、1,289,455千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度と比べ38.4%増加し、308,166千円となりました。これは主に、受取保険金の増加191,248千円等によるものであります。また、営業外費用は、102.4%増加し、2,958,303千円となりました。これは主に、一時的に発生したTOB関連費用を含む資金調達に伴う支払手数料の増加824,507千円、支払利息の増加622,204千円等によるものであります。

以上の結果、経常損失1,360,681千円(前連結会計年度は経常利益990,726千円)となりました。

(特別利益、特別損失、親会社株主に帰属する当期純損失)

当連結会計年度の特別利益は、子会社の段階取得に係る差益69,321千円等の計上により、91,690千円となりました。特別損失は固定資産除却損の計上等により、1,469千円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純損失1,526,471千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益529,953千円)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性についての分析

(キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容)

当社グループの財政状態の分析等は「第2 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載しております。

(資金の流動性に関する分析)

週次で代表取締役社長含め関係者集めた資金繰会議及び月次での資金計画等により資金管理に努めており、また、複数の金融機関と、当座貸越契約締結やコミットメントライン等の確保により、必要に応じて資金調達ができる体制を整えることで十分な流動性を確保しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、再生可能エネルギー事業を展開しております。当社グループの経営成績に影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

#### 経営戦略の現状と見通し

当社グループの収益構造は、安定的な積み上げが期待できる売電事業及び発電所運営管理事業からのストック収益と、発電所の売却等のフロー収益から構成されております。

今後は、開発した発電所を自社保有して安定的な売電収入を得ることに加え、発電所の一部を私募ファンド等に売却することでバランスシートをコントロールしつつ、その売却収入を再投資資金として新たな開発を行う循環モデルにより成長を加速させてまいります。加えて、売却先ファンドのAM業務や、O&M業務を受託することで、安定的なストック収益を確保していきます。また、O&M事業については、外部受注の拡大を進め、更なる成長を目指してまいります。

#### 経営上の目標及び達成状況の分析

当社グループは、多額の設備投資を必要とする発電事業の割合が高まっており、減価償却費等の割合が大きくなっております。減価償却費等の一過性の償却負担に過度に左右されることなく、株式価値の向上を目指すことが重要と認識していることから、EBITDAを目標とする経営指標としております。

当連結会計年度においては、発電所の運転開始及び新規取得に伴う、売上高及び減価償却費の増加等により前連結会計年度に比べ63%増加し、EBITDAは7,616,962千円となりました。

今後もフロー型収益とストック型収益のバランスを取りながら、安定的なEBITDAの拡大を目指してまいります。  
(注) EBITDA=経常利益+支払利息+支払手数料+減価償却費+のれん償却額+その他償却(EBITDAは、会計監査又は四半期レビューを受けておりません)

#### 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、直近の太陽光発電事業に対するビジネス環境の変化に鑑みますと、当社グループを取り巻く事業環境は、厳しさを増すことが予想されております。具体的には「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

#### 重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

##### 資本業務提携契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
リニューアブル・ジャパン株式会社(当社)	東急不動産株式会社	東京都渋谷区	2017年8月10日	2017年8月10日より3年間以後、1年毎の自動更新	再生可能エネルギー発電事業の共同推進
リニューアブル・ジャパン株式会社(当社)	東急不動産株式会社	東京都渋谷区	2019年3月29日	同上	再生可能エネルギー事業の領域において業務提携の強化(上記変更契約)

##### 業務提携契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
リニューアブル・ジャパン株式会社(当社)	ENEOS株式会社	東京都千代田区	2022年8月30日	2022年8月30日より1年間	共同開発
リニューアブル・ジャパン株式会社(当社)	関西電力株式会社	大阪市北区	2022年8月30日	2022年8月30日より1年間以後、1年毎の自動更新	共同開発

##### 発電所設備等賃貸借契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人(注)	東京都港区	2017年1月20日	2017年3月29日より2041年1月31日	発電設備等の賃貸借
日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人(注)	東京都港区	2022年12月20日	2022年12月20日より2035年9月24日	発電設備等の賃貸借変更契約

(注) 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人は、2022年12月20日時点で日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社に発電所設備を譲渡しているため、上記契約の一部のみ継続しております。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は10,206,054千円で、その主なものは日本再生可能エネルギーインフラ投資法人取得に伴う機械及び装置の増加によるものであります。

また、保有目的の変更により販売用発電所及び仕掛販売用発電所から有形固定資産及び無形固定資産へ65,869,454千円を振り替えております。

なお、当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	再生可能 エネルギー 事業	統括業務 施設等	89,024	6,899	253 (2)	135,879	140,448	372,505	140
岩手事務所他 (岩手県一関市他)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	48,049	16,484,719	4,666,916 (4,246,236)	1,544	341,502	21,542,732	101

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等の無形固定資産を含んでおります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 本社は全て賃借物件であり、年間賃借料(共益費を含む。)は159,952千円であります。

##### (2) 国内子会社

2022年12月31日現在

会社名	事務所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
合同会社RJ エネルギー 新潟阿賀野	阿賀野発電 所(新潟県 阿賀野市)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	-	18,160,237	- (-)	-	-	18,160,237	-
一関大東 匿名組合 事業	一関大東 発電所(岩 手県一関 市)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	-	10,545,078	- (-)	-	-	10,545,078	-
多治見北 小 匿名 組合 事業	多治見北 小 発電 所(岐阜 県多治見 市)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	-	9,442,614	- (-)	-	-	9,442,614	-
SJソーラー 北海道匿名 組合事業	登別発電 所(北海道 登別市)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	-	7,830,029	- (-)	-	-	7,830,029	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「機械装置及び運搬具」は、連結上の時価評価額を含んでおります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。
  
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2023年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,168,370	29,200,050	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。 単元株式数は100株であ ります。
計	29,168,370	29,200,050	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権（2015年6月29日取締役会決議）

決議年月日	2015年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 社外協力者 1
新株予約権の数（個）	50（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 500,000（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	26.2（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2017年6月30日至 2025年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 26.2 資本組入額 13.1（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10,000株であります。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該調整の時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当て後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行又は当社が保有する株式を処分する場合（無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得による場合、又は当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また、株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する株式を処分する場合には、以下の算式における「新規発行株式数」は「処分する当社が保有する株式数」、「当社が保有する株式数」は「処分前において当社が保有する株式数」とそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left( \frac{\text{既発行株式数}}{\text{当社が保有する株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\left( \frac{\text{既発行株式数}}{\text{当社が保有する株式数}} + \text{新規発行株式数} \right)}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当時において当社の取締役であった新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社取締役会が認める場合はこの限りではない。

新株予約権の割当時にあって当社と社外協力関係にあった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社と社外協力関係にあることを要する。但し、当社取締役会が特別に社外協力関係終了後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転をする場合には、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が上記3.に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する株式予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する株式予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記表に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

交付する新株予約権の行使期間

上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表に定める行使期間の末日までとする。

交付する新株予約権の行使条件

上記3.に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.に定めるところと同様とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決定による承認を要するものとする。

交付する新株予約権の取得

上記5.に定めるところと同様とする。

7. 2015年12月22日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第3回新株予約権（2015年12月22日取締役会決議）

決議年月日	2015年12月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 42 社外協力者 1
新株予約権の数（個）	38,256[35,874]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 382,560[358,740]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2017年12月23日 至 2025年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5．新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第4回新株予約権（2016年6月13日取締役会決議）

決議年月日	2016年6月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 36
新株予約権の数（個）	13,056[12,156]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 130,560[121,560]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2018年6月14日至 2026年6月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

## 5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

## 6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

## 7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第5回新株予約権（2016年12月26日取締役会決議）

決議年月日	2016年12月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 23
新株予約権の数（個）	12,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 120,000（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	230（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2019年1月1日至 2026年12月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 230 資本組入額 115（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（2017年3月27日取締役会決議）

決議年月日	2017年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 12 社外協力者 2
新株予約権の数（個）	4,050（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 40,500（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	370（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2019年4月4日 至 2027年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 370 資本組入額 185（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者もしくは発行後に当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人となった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5．新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第7回新株予約権（2017年5月15日取締役会決議）

決議年月日	2017年5月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の数（個）	804[0]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,040 [0]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	370（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2019年6月2日至 2027年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 370 資本組入額 185（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者、もしくは発行後に当社または当社の子会社の取締役・監査役又は使用人となった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。但し、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了による退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者、もしくは発行後に当社又は当社の子会社の社外協力者となった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。但し、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権を行使はできないものとする。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5．新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 2023年3月31日現在、本新株予約権の804個は新株予約権者の退職により失効しております。

## 第8回新株予約権（2018年7月2日取締役会決議）

決議年月日	2018年7月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 69 子会社アールジェイ・インベストメント株式会社従業員 2
新株予約権の数（個）	14,853[14,643]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 148,530[146,430]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450（注）2
新株予約権の行使期間	自 2020年7月19日至 2028年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

第9回新株予約権（2020年4月22日取締役会決議）

決議年月日	2020年4月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 36 子会社アールジェイ・インベストメント株式会社取締役 3 子会社株式会社みらい電力取締役 3
新株予約権の数（個）	44,500[40,000]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 445,000[400,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450（注）2
新株予約権の行使期間	自 2022年5月1日至 2030年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純損益が20億円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2023年3月31日現在、本新株予約権の40,000個は権利行使可能とならなかったため失効しております。

第10回新株予約権（2021年1月25日取締役会決議）

決議年月日	2021年1月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の数（個）	3,500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式35,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450（注）2
新株予約権の行使期間	自 2023年2月1日至 2030年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年2月28日）において記載すべき内容に変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純損益が20億円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

#### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

#### 5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社の取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

#### 7. 2023年3月31日現在、本新株予約権の3,500個は権利行使可能とならなかったため失効しております。

第11回新株予約権（2021年7月21日取締役会決議）

決議年月日	2021年7月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個）	2,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式20,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450（注）2
新株予約権の行使期間	自 2023年8月1日至 2031年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年2月28日）において記載すべき内容に変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純損益が20億円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

## 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

## 5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## 6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

## 7. 2023年3月31日現在、本新株予約権の2,000個は権利行使可能とならなかったため失効しております。

第12回新株予約権（タイムカプセルストックオプション）（2023年1月27日取締役会決議）

名称	新株予約権にかかる金銭信託契約
委託者	眞邊勝仁
受託者	株式会社山田エスクロー信託
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	2023年2月10日
信託期間満了日 (本新株予約権の交付日)	契約書番号1：2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社の連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が15,000百万円に達した事業年度の最終日から3ヶ月が経過する日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時点の当社又は当社子会社の従業員等のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。なお、分配のための基準は、信託契約日に定められる予定のポイント付与規程に記載されております。
決議年月日	2023年1月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	信託会社 1
新株予約権の数（個）	900（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式90,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	504（注）3
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日至 2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 504 資本組入額 252
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

新株予約権の発行時（2023年3月1日）における内容を記載しております。

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき271円で有償発行しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3．当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の（ア）、（ウ）、（ケ）号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

- （ア）禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- （イ）当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- （ウ）法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- （エ）差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- （オ）支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- （カ）破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- （キ）就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- （ク）役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- （ケ）反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

本新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が15,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

当社は、本新株予約権者が上記4に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

7. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記表及び上記3に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記表に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得条件

上記6に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 第13回新株予約権（タイムカプセルストックオプション）（2023年1月27日取締役会決議）

名称	新株予約権にかかる金銭信託契約
委託者	眞邊勝仁
受託者	株式会社山田エスクロー信託
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	2023年2月10日
信託期間満了日 (本新株予約権の交付日)	契約書番号2：2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社の連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が20,000百万円に達した事業年度の最終日から3ヶ月が経過する日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時点の当社又は当社子会社の従業員等のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。なお、分配のための基準は、信託契約日に定められる予定のポイント付与規程に記載されております。

決議年月日	2023年1月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	信託会社 1
新株予約権の数（個）	1,500（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式150,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	504（注）3
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日至 2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 504 資本組入額 252
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

新株予約権の発行時（2023年3月1日）における内容を記載しております。

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき172円で有償発行しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の（ア）、（ウ）、（ケ）号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

（ア）禁錮刑以上の刑に処せられた場合

（イ）当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

（ウ）法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

（エ）差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（オ）支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

（カ）破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

（キ）就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

（ク）役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

（ケ）反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

本新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が20,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

当社は、本新株予約権者が上記2に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

7. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記表及び上記3に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記表に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得条件

上記6に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済 株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
2019年3月29日 (注)1	1,890,000	20,912,000	425,250	1,112,975	425,250	1,112,975
2019年12月20日 (注)2	2,200,000	23,112,000	495,000	1,607,975	495,000	1,607,975
2020年7月31日 (注)3	2,200,000	25,312,000	495,000	2,102,975	495,000	2,102,975
2020年11月19日 (注)4	200,000	25,512,000	2,620	2,105,595	2,620	2,105,595
2020年11月20日 (注)5	250,000	25,762,000	3,275	2,108,870	3,275	2,108,870
2020年11月26日 (注)6	50,000	25,812,000	655	2,109,525	655	2,109,525
2021年12月21日 (注)7	2,600,000	28,412,000	2,162,771	4,272,296	2,162,771	4,272,296
2021年12月22日 ～2021年12月31日 (注)8	8,910	28,420,910	1,014	4,273,310	1,014	4,273,310
2022年1月24日 (注)9	409,200	28,830,110	340,386	4,613,697	340,386	4,613,697
2022年1月1日 ～2022年12月31日 (注)10	338,260	29,168,370	13,976	4,627,673	13,976	4,627,673

## (注)1. 有償第三者割当

主な割当先 東急不動産株式会社

発行価格 450円

資本組入額 225円

## 2. 有償第三者割当

主な割当先 JXTGエネルギー株式会社(現ENEOS株式会社)

発行価格 450円

資本組入額 225円

## 3. 有償第三者割当

主な割当先 関西電力株式会社

発行価格 450円

資本組入額 225円

## 4. 新株予約権の行使による増加であります。

## 5. 新株予約権の行使による増加であります。

## 6. 新株予約権の行使による増加であります。

## 7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,800円

引受価額 1,663.67円

資本組入額 831.835円

払込金総額 4,325,542千円

## 8. 新株予約権の行使による増加であります。

## 9. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 1,663.67円

資本組入額 831.835円

割当先 SMBC日興証券株式会社

## 10. 新株予約権の行使による増加であります。

11. 2023年1月1日から2023年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が31,680株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,504千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	21	89	29	28	4,542	4,718	-
所有株式数(単元)	-	32,822	2,988	164,583	28,883	3,221	59,133	291,630	5,370
所有株式数の割合(%)	-	11.25	1.02	56.44	9.90	1.10	20.28	100.00	-

## (6)【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数の 割合(%)
株式会社H&Tコーポレーション	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号神谷町ビル14F	10,936,600	37.49
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	4,874,000	16.71
Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. (常任代理人 SMBC日興証券株式会社)	NO. 555 DONG CHUAN ROAD, THE SECOND BUILDING, SUITE 2042, MINHANG DIST. SHANGHAI 200241 P.R. CHINA (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号)	2,000,000	6.86
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,890,200	6.48
眞邊 勝仁	東京都港区	860,000	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	683,400	2.34
ヤン パン (常任代理人 SMBC日興証券株式会社)	SHANGHAI, CHINA (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号)	296,000	1.01
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	250,000	0.86
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1番1号	250,000	0.86
CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K. (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	45/F CITIBANK TOWER CITIBANK PLAZA, 3, GARDEN ROAD, CENTRAL HONG KONG (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	250,000	0.86
計	-	22,290,200	76.42

(注) 1. 上記株式会社日本カストディ銀行の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,042,700株であります。

2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は249,200株であります。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,163,000	291,630	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 5,370	-	-
発行済株式総数	29,168,370	-	-
総株主の議決権	-	291,630	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	38	59,812
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	38	-	38	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、太陽光発電所開発への新規投資資金や他の再生可能エネルギー発電所に関する事業化資金等に充当する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金は中間及び期末配当ができることとしており、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議ではなく、取締役会の決議によって決定します。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上の重要課題であると認識しております。

また、当社グループは、第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者として、法令遵守の監視体制の構築・運用は重要であると考えております。具体的な監視機能としては、法務・総務部及び内部監査室により、業務の監視をするとともに、監査役が独立性を保ち、十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むこと、並びにすべてのステークホルダーから信頼を得るため、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### 企業統治の体制の概要

##### a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、眞邊勝仁（議長）、牧野達明、池田栄進、藤原勝、ヤンパン（社外取締役）、沼野由行（社外取締役）、安田義則（社外取締役）、池内敬（社外取締役）、土田誠行（社外取締役）の取締役9名（うち社外取締役5名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、監査役全員が出席し、取締役会の業務執行の状況を監視できる体制となっております。なお、社外取締役沼野由行、安田義則及び土田誠行を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

##### b 監査役会・監査役

当社は、監査役会制度を採用しております。岸本誠之（議長）、芳木亮介（社外監査役）、豊島國史（社外監査役）の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、原則毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時開催をしております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。なお、社外監査役芳木亮介及び豊島國史を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

##### c 指名報酬委員会

当社は、経営の客観性・透明性を確保するため、任意の諮問機関として、「指名報酬委員会」を設置しております。指名報酬委員会は、沼野由行（委員長）、安田義則、土田誠行の独立役員である社外取締役3名、代表取締役社長眞邊勝仁の1名から構成され、常勤監査役岸本誠之がオブザーバとして出席しております。同委員会においては、社外取締役が委員長となり、委員の過半数による決議により意思決定することとして、客観性を図っております。

##### d 執行役員制度

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を実現するために、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で選任され、取締役と同じく任期を1年としております。各本部の本部長及び副本部長は執行役員となり、現在6名の執行役員が選任されております。各執行役員は、自己が所属する本部の業務執行責任を負うこととし、迅速かつ適正な業務執行を図っております。



## 企業統治に関するその他の事項

### 内部統制システムの整備の状況

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底をはかり、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、法令等の遵守状況及び内部統制機能の有効性を確認するため、監査役及び内部監査室が役職員の業務執行状況を監視し、必要な監査を実施しております。

#### 1．当社グループの取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、役職員を対象とした「行動規範」を定め、コンプライアンス体制の基盤としており、当社グループの取締役はその率先垂範となり、社員に対して周知徹底を図る。

当社は、監査役会設置会社として、取締役会の監督及び監査役会の監査という組織体制の下で、取締役の職務執行の適法性を確保する。

当社は、法務・総務部を設置し、法令違反及びその他のコンプライアンス違反行為が生じないよう、あるいは生じた場合に速やかに対応できるよう、当社のコンプライアンス体制の構築・運用を推進する。

当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を定め、役職員が遵守すべき法令及びコンプライアンスの周知徹底を図り、コンプライアンス意識を向上させる。

当社は、役職員の法令及び定款違反行為の未然予防ならびに早期発見のために内部通報体制を整備及び運用し、役職員の法令及び定款違反等の重要な問題については、懲罰委員会を開催し、「就業規則」に従い適正に処分を決定する。

当社グループは、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度をもって対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

#### 2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産の適切な管理体制の基盤としており、当社の取締役は、社員に対して情報資産管理の重要性について理解を得られるよう周知徹底を図る。

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的媒体（データ）に記録し、定められた期間、取締役が閲覧可能な状態で適切に保存・管理する。

#### 3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、法務・総務部を設置し、企業活動全般に係る個々のリスクについて、認識・分析・評価し、対応することを定めた「リスク管理規程」及びその他個別リスクに係る規程等に従い、リスク管理体制を整備・構築する。

当社は、「子会社管理規程」を定め、当社グループの企業活動上で認識しうるリスクを収集し、分析・評価できるリスク管理体制を整備・構築する。

#### 4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として月1回実施し、必要に応じて臨時の取締役会を開催して、取締役の間で職務執行の状況を監督するとともに意思の疎通を図り、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。

当社は、取締役会の決定に基づく業務執行について、当社の「組織規程」「稟議規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等に従い、役割、責任及び業務手続きを明確にしておき、必要に応じて見直しを図る。

当社は、社内取締役及び執行役員等から構成される経営会議を定期的実施し、取締役会付議事項及び業務執行上の重要な事項等の審議・諮問を行う。

#### 5．当社グループの業務の適正を確保するための体制及び当社グループの取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループは、「行動規範」等のポリシーを定め、当社グループに適用させ、業務の適正を確保する体制の基盤としたうえで、当社グループ各社が諸規程を制定及び改定する。

「子会社管理規程」に従い、当社グループの業績、財務及び経営上重要な事項について当社へ定期的に報告する体制を整備して管理する。

当社の内部監査室が、「内部監査規程」及び「財務報告に関する内部統制規程」に従い、当社グループの業務監査及び財務報告に係る内部統制システムの有効性評価を行い、業務の適正を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項及び当該社員の取締役からの独立性ならびに指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は、必要がある場合は取締役に通知したうえで、社長室に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。  
前号により、監査役から命令を受けた社員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は監査役に対してのみ実施する。
7. 当社グループの取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役は取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び社員から説明を受けることができるものとする。  
当社グループの取締役及び社員は、監査役に対して、法令及び定款の遵守に関する事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、速やかに報告する。報告の方法については、会議、面談、電話又は電子メール等により随時報告できる体制を整備する。  
監査役へ報告した取締役及び社員が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
8. 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。  
監査役は、監査の実施に当たり必要と認められる場合、独自の外部専門家に相談することが可能であり、その費用は会社が負担する。
9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役社長及び取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。  
監査役は、内部監査室及び会計監査人と情報共有を随時実施し、連携して監査が実効的に行われることを確保する。
10. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備及び運用状況を評価し、維持・改善に努める。

#### 責任限定契約

当社と各社外取締役及び各監査役は、職務を行うにあたり、会社法第427条第1項及び定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

#### 役員等のために締結される保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、当該保険契約により、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等が補償されることとなります。

#### 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議においては累積投票によらないこととする旨を定款に定めております。

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的とするものであります。

#### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。剰余金の配当等については、これを取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。自己株式の取得については、これを取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

#### リスク管理体制の整備の状況

当社では、コンプライアンス違反リスクを含む事業リスクの管理を統括し、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化が発生する場合に対応するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、四半期に一度開催される他、必要に応じ随時開催しております。

同委員会の詳細は、「企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」f リスク・コンプライアンス委員会」に記載の通りであります。

#### 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、子会社管理規程に基づき、子会社管理を担当する部門を明確化し、子会社に対する支援及び指導を徹底しております。また、稟議規程の「(別表)稟議事項」に基づき、子会社の業務執行につき、重要度に応じて、当社の関係部署又は経営会議の審議及び代表取締役社長決裁を受ける体制を整備しております。さらに、監査役は、子会社監査を行い必要に応じて意見を述べるとともに、内部監査室も、子会社の内部監査を行いその結果を代表取締役社長に報告しており、監査役と内部監査室が連携して子会社の業務の適正を確保しております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性12名 女性-名(役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	眞邊 勝仁	1965年12月3日生	1991年1月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社 2005年3月 パークレイズ・キャピタル証券株式会社(現パークレイズ証券株式会社)入社 2008年8月 ザイス・ジャパン株式会社代表取締役社長 2012年1月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2019年12月 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会代表理事 2022年6月 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会理事(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会理事	(注)3	860,000
取締役常務執行役員 開発本部長	牧野 達明	1963年8月6日生	1989年4月 日本国土開発株式会社入社 2000年11月 株式会社新生銀行(現SBI新生銀行)入行 2004年8月 株式会社東京スター銀行入行 2006年11月 ドイツ銀行入行 2012年11月 トライフットマネジメント株式会社代表取締役 2016年9月 当社入社 金融事業本部戦略事業部長 2017年4月 当社執行役員金融事業本部戦略事業部長 2017年8月 当社取締役金融事業本部副本部長兼戦略事業部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員開発本部長(現任)	(注)3	40,000
取締役常務執行役員財務経理本部長兼財務部長 兼企画室長	池田 栄進	1969年12月22日生	1992年4月 川鉄運輸株式会社(現JFE物流株式会社)入社 1997年4月 株式会社ラウンドワン入社 2007年7月 同社財務部長 2016年4月 同社経理部長 2019年7月 当社入社 財務部長 2020年10月 当社執行役員財務経理本部長兼財務部長 2021年1月 当社執行役員財務経理本部長兼財務部長兼企画室長 2022年8月 アールジェイ・インベストメント株式会社取締役(現任) 2023年1月 当社常務執行役員財務経理本部長兼財務部長兼企画室長 2023年3月 当社取締役常務執行役員財務経理本部長兼財務部長兼企画室長(現任) (重要な兼職の状況) アールジェイ・インベストメント株式会社取締役	(注)3	27,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	藤原 勝	1962年10月18日生	1986年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社(現シティグループ証券株式会社)債券部 1994年9月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社外国債券部 2005年6月 パークレイズ・キャピタル証券株式会社(現パークレイズ証券株式会社)営業企画部 2008年1月 パークレイズ・ウェルス・サービス株式会社 2016年6月 当社入社 社長室長 2019年8月 アールジェイ・インベストメント株式会社専務取締役 2019年10月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人執行役員 アールジェイ・インベストメント株式会社代表取締役社長(現任) 2023年3月 当社取締役 (重要な兼職の状況) アールジェイ・インベストメント株式会社代表取締役社長	(注)3	19,300
取締役	ヤン バン	1963年7月17日生	1994年7月 コロンビア大学物理学科准教授 2000年10月 RiskMetrics Group, Inc.入社 2002年5月 ZAIS Group Holdings, Inc.入社 2007年2月 ZAIS Solution Shanghai Co., Ltd.代表取締役会長 2011年2月 Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. CEO(現任) 2014年8月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. CEO	(注)3	296,000
取締役	沼野 由行	1964年11月21日生	1988年4月 野村證券株式会社入社 2007年4月 同社英国現地法人(ノムラ・インターナショナルplc)欧州投資銀行部門共同部門長 2010年3月 野村證券株式会社産業戦略開発部長 2012年4月 野村ホールディングス株式会社ASEAN室長 2013年4月 フロンティア・マネジメント株式会社専務執行役員 2017年3月 当社社外取締役(現任) 2019年3月 虎ノ門企業情報株式会社代表取締役(現任) 2019年4月 グローウィン・パートナーズ株式会社上席顧問(現任) (重要な兼職の状況) 虎ノ門企業情報株式会社代表取締役 グローウィン・パートナーズ株式会社上席顧問	(注)3	10,000
取締役	安田 義則	1951年8月26日生	1975年4月 農林中央金庫入庫 2003年6月 同庫常務理事 2006年6月 農中信託銀行株式会社代表取締役社長就任 2010年6月 JA三井リース株式会社代表取締役社長執行役員 2015年6月 同社取締役会長就任 2016年6月 同社顧問 2018年3月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	10,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	池内 敬	1965年2月15日生	1989年4月 東急不動産株式会社入社 2018年4月 仙台国際空港株式会社社外取締役(現任) 2019年4月 東急不動産株式会社常務執行役員都市事業ユニット長兼インフラ・インダストリー事業本部長 2020年4月 同社取締役常務執行役員都市事業ユニット長 2021年4月 東急不動産株式会社取締役常務執行役員戦略事業ユニット長 2021年6月 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会代表理事(現任) 2022年3月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 東急不動産株式会社取締役専務執行役員戦略事業ユニット長(現任) 東急不動産ホールディングス株式会社執行役員(現任) 2022年6月 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会代表理事(現任) (重要な兼職の状況) 東急不動産株式会社取締役 東急不動産ホールディングス株式会社執行役員 仙台国際空港株式会社社外取締役 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会代表理事 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会代表理事	(注)3	-
取締役	土田 誠行	1962年9月3日生	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 新生銀行)入行 2001年11月 農林中央金庫入庫 2007年4月 株式会社あおぞら銀行入行 同社執行役員投資銀行部門兼事業法人部門副本部長 2009年1月 同社執行役員経営企画所管 2009年10月 株式会社産業革新機構入社 執行役員 2013年6月 同社専務執行役員 2015年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル専務理事 2016年6月 株式会社産業革新機構専務取締役 2018年9月 株式会社INCJ専務取締役 2020年12月 株式会社日本共創プラットフォーム入社 常務執行役員(現任) 2022年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本共創プラットフォーム常務執行役員	(注)3	1,000
常勤監査役	岸本 誠之	1960年8月9日生	1983年4月 農林中央金庫入庫 1993年7月 農中証券株式会社出向 2009年1月 農中信託銀行株式会社出向 2013年4月 JA三井リース株式会社入社 2018年8月 当社入社内部監査室担当室長 2018年9月 当社監査役就任(現任) 2018年11月 株式会社みらい電力監査役 2019年3月 アールジェイ・インベストメント株式会社監査役(現任)	(注)4	19,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	芳木 亮介	1974年4月25日生	2001年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2006年10月 GCA株式会社入社 2009年3月 清和監査法人入所 2013年2月 Y Plus Advisory株式会社 代表取締役就任(現任) 2013年7月 芳木公認会計士事務所代表(現任) 2015年1月 株式会社メディアサポート 監査役 2015年6月 東京ボード工業株式会社 監査役就任(現任) 2015年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	豊島 國史	1977年7月14日生	2006年10月 柳田野村法律事務所(現柳田国際法律事務所)入所 2009年7月 野村総合法律事務所入所 2015年6月 当社監査役就任(現任) 2015年8月 豊島総合法律事務所代表(現任)	(注)4	-
計					1,283,200

- (注) 1. 取締役ヤン パン、沼野由行、安田義則、池内敬及び土田誠行は、社外取締役であります。
2. 監査役芳木亮介及び豊島國史は、社外監査役であります。
3. 2023年3月30日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 2021年9月8日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

## 社外役員の状況

当社は、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的として、社外取締役及び社外監査役が、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づいて、経営に対する客観的な観点からの助言・提言を行うことにより、取締役の職務執行の監督をしております。

当社は、取締役9名のうち社外取締役を5名、監査役3名のうち社外監査役を2名選任しております。

### (1) 社外役員が企業統治において果たすべき機能及び役割

社外取締役ヤン パンは、会社経営者としての幅広い見識を有し、創業時から経営や事業に係るアドバイスを受けております。創業時から当社を熟知した高い知見に基づき、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化と適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役沼野由行は、金融機関における豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を有しております。独立した立場から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化と適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役安田義則は、金融機関におけるトップとしての高度な知見と幅広い見識を有しております。独立した立場から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化と適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役池内敬は、当社の事業戦略上の重要なパートナーである東急不動産株式会社において、再生可能エネルギー分野を含む戦略事業の責任者を務めております。経営全般並びに不動産及びインフラストラクチャー事業に関する専門的な視点から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化と適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役土田誠行は、大手金融機関の経営陣を歴任し、国内外の投融資及び事業再編等に携わってまいりました。さらに、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の専務理事を歴任しており、当社が今後必要とされるスタートアップ企業との協業などに対しても、支援がいただけるものと期待しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、投融資の専門家としての広範な視点から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化と適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外監査役芳木亮介は、公認会計士の資格を有し、専門的な知識や経験を活かして当社の監査役として、独立した立場から、取締役の職務執行の監査や取締役会での助言をいただけるものと判断しております。

社外監査役豊島國史は、弁護士資格を有し、資本市場の求めるガバナンス体制や経営管理体制に精通しており、独立した立場から、当社の経営執行状況を監査いただけるものと判断しております。

### (2) 当社と社外役員との人的関係、資本的關係及び取引関係その他の利害関係

社外取締役ヤン パンは、当社の株主であるShanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. のCEOであり、同社は当社と取引関係があります。また、ヤン パンは当社株式を296,000株、新株予約権を500,000株相当保有しており、Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. は当社株式を2,000,000株保有しております。その他、当社とヤン パンとの間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役沼野由行は、虎ノ門企業情報株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、沼野由行は当社株式を10,000株、新株予約権を6,000株相当保有しております。その他、当社と沼野由行との間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役安田義則は、当社株式を10,000株、新株予約権を12,000株相当保有しております。その他、当社と安田義則との間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役池内敬は、東急不動産株式会社の取締役専務執行役員戦略事業ユニット長であります。東急不動産株式会社は当社の株主であり、取引関係があります。その他、当社と池内敬との間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役社土田誠行は、株式会社日本共創プラットフォームの常務執行役員であります。その他、当社と土田誠行との間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外監査役芳木亮介は、Y Plus Advisory株式会社の代表取締役、芳木公認会計士事務所代表及び東京ボード工業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。その他、当社と芳木亮介との間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外監査役豊島國史は、豊島総合法律事務所弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。その他、当社と豊島國史との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役については、経営戦略及びコンプライアンス、ガバナンス等の多様な事項につき、豊富な実務・経験に基づく提言・助言をいただいております。社外監査役については、監査の方法その他監査役の職務の執行及びコンプライアンス、ガバナンスに係る事項につき、独立的立場から、適切な提言・助言をいただいております。

なお、社外取締役と監査役会は意見交換や情報共有を行い、適切な意思疎通及び効率的な監督・監査を行っております。また、社外監査役に対しては、必要に応じ、内部監査、監査役監査、会計監査の内容について、適宜情報共有を行っており、監査役会等の場を通じて適宜意見交換を行っております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(うち2名が社外監査役)の3名により構成されており、監査役は監査役会で決定した監査方針・監査計画に基づき取締役会へ出席して必要に応じて意見を述べると共に、内部統制システムの整備及び運用状況の確認、中期経営計画及び諸施策の実行状況の確認等を行っております。

常勤監査役は、取締役の意思決定及び業務執行の状況について、法令・定款及び経営判断原則に照らし監督を行うとともに、監査役会で定めた監査計画に基づき、内部監査室と連携した現場往査及びヒアリング、重要会議への出席・意見陳述、代表取締役・社外取締役との意見交換、取締役等からの業務報告聴取、重要書類の閲覧等を実施し、監査結果を随時、他の監査役に報告し情報連携に努めております。

監査役会では報告された監査結果を審議し、必要に応じて代表取締役社長又は取締役会へ勧告・助言を行うこととしております。更に当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から年間監査計画の提出・会計監査実施結果の報告を受ける他、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に三様監査連絡会を開催し、情報交換や意見交換を行う等、相互連携を図っております。

当社では監査役会を毎月1回定期開催しており、その他必要に応じて臨時監査役会が開催される場合があります。なお、当事業年度において当社は合計12回の監査役会を開催し、全監査役がすべての監査役会に出席しております。

#### 内部監査の状況

当社は、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査人3名を配置しております。内部監査人は年間の内部監査計画に基づき、当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び各規程への準拠性を確認するという観点から、全部門を対象に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告するとともに、被監査部署に対しては、その業務活動の改善及び適切な運営に資するよう提言等を行っております。また、必要に応じて監査役会及び会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

#### 会計監査の状況

##### イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### ロ．継続監査期間

7年

##### ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 吉田亮一 佐々木浩一郎

##### ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、及びその他11名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定にあたっては、その実績、独立性、効率性、専門性及び品質管理体制等を総合的に勘案し、判断いたします。EY新日本有限責任監査法人はその条件を充分備えており、当社の会計監査を適時適切に行うことができるものと判断し選任いたしました。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理体制、職務遂行状況を踏まえ、総合的に評価しております。当社の監査役は、EY新日本有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。

その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	58	3	56	3
連結子会社	1	-	4	-
計	60	3	60	3

前連結会計年度における、当社の非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務です。当連結会計年度における、当社の非監査業務の内容は、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務です。

## b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst &amp; Young)にする報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

## c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

## d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や事業特性に基づく監査公認会計士等の監査計画とその内容及び日数等を勘案し、双方協議の上で報酬額を決定し、会社法第399条に則り、監査役会の同意を得ております。

## e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、社内関係部署及び会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手を通じて総合的に評価を行い、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社においては、2016年3月28日の定時株主総会及び2018年9月10日開催の臨時株主総会決議に基づいて、取締役の報酬額として年額150百万円以内及び監査役の報酬額として年額30百万円以内の報酬枠を設けております。個々の金額につきましては、取締役は報酬枠の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会の決議により、監査役は報酬枠の範囲内において、常勤、非常勤の別、職務の分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定されております。また、当社は、業績連動報酬及び非金銭報酬等は採用しておりません。なお、取締役の報酬の決定に際しては、取締役会は指名報酬委員会に諮問し、同委員会で審議しこれを代表取締役眞邊勝仁に答申しております。代表取締役は同委員会で決定した内容を最終決定いたします。代表取締役の権限に裁量はなく、同委員会の客観的な報酬決定に依拠しております。

役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬			非金銭 報酬等	
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金		
取締役(社外取締役を除く。)	58,000	58,000	-	-	-	4
監査役(社外監査役を除く。)	11,400	11,400	-	-	-	1
社外取締役	20,290	20,290	-	-	-	4
社外監査役	6,720	6,720	-	-	-	2

ロ．役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が100百万円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「専ら株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」を純投資目的の株式と区分しており、いわゆる政策保有目的の株式については純投資目的以外の目的で保有する株式に分類しております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容  
当社は上場株式を保有していないため、該当事項はありません。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	3	6,000

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-

## c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報等

当社は上場株式を保有していないため、該当事項はありません。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、各種セミナーへの参加や参考図書の定期購読等を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	3,618,162,485	3,614,444,792
売掛金及び契約資産	1,318,878,153	1,314,421,868
営業投資有価証券	63,287,487	-
販売用発電所	3,656,156,088	3,616,855,180
仕掛販売用発電所	3,619,192,658	3,61,200,113
未成工事支出金	50,072	853
その他	2,368,872,294	3,64,568,047
流動資産合計	107,599,241	38,490,856
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	33,623,370	33,631,198
機械装置及び運搬具	3990,661	3,6102,034,229
土地	32,845,300	34,667,169
リース資産	195,266	184,796
建設仮勘定	7,810	6,065,192
その他	3,6145,041	3,6156,689
減価償却累計額	1,129,720	2,675,349
有形固定資産合計	6,677,729	114,063,926
<b>無形固定資産</b>		
のれん	1,247,164	1,403,567
その他	6657,969	3,62,187,254
無形固定資産合計	1,905,133	3,590,821
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2,3680,258	2,33,364,946
繰延税金資産	711,027	1,471,456
長期前払費用	1,581,010	35,083,043
その他	722,724	775,462
貸倒引当金	111,114	111,114
投資その他の資産合計	3,583,906	10,583,794
固定資産合計	12,166,769	128,238,542
資産合計	119,766,011	166,729,399

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1,612,415	151,523
短期借入金	3, 4 3,969,250	3, 4 3,460,450
1年内償還予定の社債	194,000	148,000
1年内返済予定の長期借入金	3, 4, 5 11,376,850	3, 4, 5 9,667,717
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	3, 4, 6 4,596,236	3, 4, 6 4,480,552
リース債務	16,638	15,735
未払金	1,392,006	3 1,557,976
未払法人税等	364,445	642,788
事業整理損失引当金	26,462	5,286
その他	748,601	2,729,177
流動負債合計	24,296,907	22,859,208
<b>固定負債</b>		
社債	2,288,000	1,600,000
長期借入金	3, 4, 5 28,482,816	3, 4, 5 43,554,252
ノンリコース長期借入金	3, 4, 6 48,497,810	3, 4, 6 74,855,539
リース債務	155,588	141,604
長期末払金	85,194	3 3,159,647
繰延税金負債	1,135,979	4,393,747
修繕引当金	145,404	110,290
資産除去債務	-	2,891,362
その他	580,494	555,016
固定負債合計	81,371,287	131,261,461
負債合計	105,668,195	154,120,670
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	4,273,310	4,627,673
資本剰余金	4,586,753	4,451,657
利益剰余金	1,744,518	221,317
自己株式	-	59
株主資本合計	10,604,582	9,300,588
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	25,763	-
為替換算調整勘定	-	6,634
その他の包括利益累計額合計	25,763	6,634
非支配株主持分	3,467,469	3,314,774
純資産合計	14,097,815	12,608,729
負債純資産合計	119,766,011	166,729,399

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	15,950,856	17,718,960
売上原価	9,946,736	11,895,419
売上総利益	6,004,119	5,823,540
販売費及び一般管理費	3,774,224	4,534,085
営業利益	2,229,894	1,289,455
営業外収益		
受取利息	18,903	5,953
受取配当金	19,510	16,551
受取保険金	24,505	215,754
匿名組合投資利益	33,271	41,981
持分法による投資利益	368	363
その他	126,118	27,561
営業外収益合計	222,677	308,166
営業外費用		
支払利息	1,079,178	1,701,383
支払手数料	329,688	1,154,195
その他	52,979	102,725
営業外費用合計	1,461,845	2,958,303
経常利益又は経常損失( )	990,726	1,360,681
特別利益		
投資有価証券売却益	15,345	-
固定資産売却益	3114	9,848
段階取得に係る差益	-	469,321
事業整理損失引当金戻入額	-	12,520
その他	716	-
特別利益合計	16,176	91,690
特別損失		
固定資産除却損	56,930	1,469
事業整理損	627,941	-
減損損失	78,000	-
特別損失合計	42,871	1,469
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	964,031	1,270,460
法人税、住民税及び事業税	579,867	1,068,957
法人税等調整額	202,341	855,215
法人税等合計	377,526	213,742
当期純利益又は当期純損失( )	586,504	1,484,202
非支配株主に帰属する当期純利益	56,551	42,268
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )	529,953	1,526,471

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益又は当期純損失( )	586,504	1,484,202
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,060	25,763
為替換算調整勘定	-	6,634
その他の包括利益合計	2 1,060	2 32,397
包括利益	587,565	1,516,600
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	531,014	1,558,869
非支配株主に係る包括利益	56,551	42,268

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	2,109,525	2,517,968	1,223,817	5,851,310
当期変動額				
新株の発行	2,163,785	2,163,785		4,327,571
親会社株主に帰属する当期純利益			529,953	529,953
自己株式の取得				-
連結範囲の変動				-
連結子会社株式の取得による持分の増減		94,999		94,999
連結除外に伴う利益剰余金増減			9,253	9,253
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-
当期変動額合計	2,163,785	2,068,785	520,700	4,753,272
当期末残高	4,273,310	4,586,753	1,744,518	10,604,582

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	24,702	24,702	439,913	6,315,927
当期変動額				
新株の発行				4,327,571
親会社株主に帰属する当期純利益				529,953
自己株式の取得				-
連結範囲の変動				-
連結子会社株式の取得による持分の増減				94,999
連結除外に伴う利益剰余金増減				9,253
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,060	1,060	3,027,556	3,028,616
当期変動額合計	1,060	1,060	3,027,556	7,781,888
当期末残高	25,763	25,763	3,467,469	14,097,815

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,273,310	4,586,753	1,744,518	-	10,604,582
会計方針の変更による累積的影響額			7,846		7,846
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,273,310	4,586,753	1,752,365	-	10,612,429
当期変動額					
新株の発行	354,362	354,362			708,725
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,526,471		1,526,471
自己株式の取得				59	59
連結範囲の変動			4,576		4,576
連結子会社株式の取得による持分の増減		489,459			489,459
連結除外に伴う利益剰余金増減					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	354,362	135,096	1,531,047	59	1,311,840
当期末残高	4,627,673	4,451,657	221,317	59	9,300,588

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	25,763	-	25,763	3,467,469	14,097,815
会計方針の変更による累積的影響額					7,846
会計方針の変更を反映した当期首残高	25,763	-	25,763	3,467,469	14,105,662
当期変動額					
新株の発行					708,725
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					1,526,471
自己株式の取得					59
連結範囲の変動					4,576
連結子会社株式の取得による持分の増減					489,459
連結除外に伴う利益剰余金増減					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,763	6,634	32,397	152,695	185,093
当期変動額合計	25,763	6,634	32,397	152,695	1,496,933
当期末残高	-	6,634	6,634	3,314,774	12,608,729

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	964,031	1,270,460
のれん償却額	40,998	87,895
顧客関連資産償却額	45,278	62,548
減価償却費	2,177,979	5,968,232
支払利息	1,079,178	1,701,383
営業投資有価証券の増減額( は増加)	380,553	1,341,470
売上債権の増減額( は増加)	757,154	458,401
棚卸資産の増減額( は増加)	17,565,103	8,165,958
立替金の増減額( は増加)	566,269	905,115
前渡金の増減額( は増加)	537,859	489,116
前払費用の増減額( は増加)	97,693	709,771
長期前払費用の増減額( は増加)	65,687	819,853
仕入債務の増減額( は減少)	844,137	1,461,428
未収消費税等の増減額( は増加)	1,886,722	1,441,086
未払金の増減額( は減少)	596,325	174,597
未払消費税等の増減額( は減少)	444,168	1,977,907
長期未払金の増減額( は減少)	85,194	3,074,453
その他	366,083	50,289
小計	16,834,174	4,565,143
利息及び配当金の受取額	71,014	22,505
利息の支払額	1,085,378	1,770,970
法人税等の支払額	809,111	915,035
法人税等の還付額	50,375	297
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>18,607,274</b>	<b>1,901,939</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	131,650	200
定期預金の払戻による収入	133,000	3,000
有形固定資産の取得による支出	1,364,979	625,817
無形固定資産の取得による支出	92,140	89,906
無形固定資産の売却による収入	739	43,000
投資有価証券の取得による支出	112,897	5,800
投資有価証券の売却による収入	481,145	-
投資有価証券の償還による収入	95,693	981
敷金及び保証金の差入による支出	33,493	5,198
敷金及び保証金の回収による収入	306,270	2,667
関係会社の清算による収入	5,316	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	3,846,908	16,840,984
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による収入	16,659	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の売却による収入	518,774	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,024,468</b>	<b>17,518,258</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	653,750	567,206
長期借入れによる収入	42,058,771	69,123,826
長期借入金の返済による支出	16,012,231	49,566,674
社債の発行による収入	1,200,000	500,000
社債の償還による支出	1,649,293	1,234,000
株式の発行による収入	4,327,571	708,725
自己株式の取得による支出	-	59
リース債務の返済による支出	11,773	15,214
非支配株主への払戻による支出	421,363	34,021
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式等の取得による支出	95,000	6,813,460
財務活動によるキャッシュ・フロー	28,742,931	12,101,915
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	131,924
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,111,188	3,646,327
現金及び現金同等物の期首残高	12,056,085	18,159,685
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	896
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	7,587	69,462
現金及び現金同等物の期末残高	18,159,685	14,444,792

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人他6社は新たに持分の過半を取得したこと等により連結の範囲に含め、株式会社みらい電力他2社は重要性が乏しくなったこと等に伴い、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

合同会社RJプラタナスGP

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

主要な持分法適用の関連会社の名称

ルーフエナジー匿名組合事業

当連結会計年度における持分法適用の範囲の変更はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(合同会社RJプラタナスGP、他)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

###### イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による、原価法を採用しております。

###### ロ その他有価証券

###### 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### 市場価格のない株式等

移動平均法による、原価法を採用しております。

なお、匿名組合への出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、「投資有価証券」又は「その他の関係会社有価証券」として計上しております。また、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### デリバティブ

時価法を採用しております。

###### 棚卸資産

###### 販売用発電所、仕掛販売用発電所、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、販売用発電所は、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、当社及び連結子会社が保有する発電所については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～57年

機械装置及び運搬具 2年～22年

その他 2年～20年

###### 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん 20年の定額法により償却しております。

顧客関連資産 効果の及ぶ期間（10年～17年）に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産 定額法によっております。

###### リース資産

###### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### 事業整理損失引当金

事業整理による損失に備えるため、当連結会計年度末における損失負担見込額を計上しております。

###### 修繕引当金

定期修繕費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

開発事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の開発業務を行っており、顧客との契約に基づいて役務提供を行う義務を負っております。また、契約に基づいて役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

EPC等工事請負においては、顧客と工事請負契約等を締結し、当該契約に基づいて施工を行う履行義務を負っております。工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法を適用いたします。なお、一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

発電所売却においては、主に再生可能エネルギー発電所の売却を行っており、顧客との契約に基づいて再生可能エネルギー発電所の引き渡しを行う義務を負っております。また、契約に定められた引き渡し時に収益を認識しております。

売電事業においては、顧客と電力供給契約等を締結し、当該契約に基づいて当社グループの保有する再生可能エネルギー発電所から発電された電力の供給を履行義務として認識しております。顧客に対して行う電力の供給であり、電力を供給した時点で収益を認識しております。

O&M事業及びAM事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の運営及び管理業務を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務を負っております。サービス提供義務については、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

取引価格は顧客との契約又は取引条件により決定しており、契約又は取引条件において定められた時期に受領しております。対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

支払利息の取得原価への算入に関する注記

再生可能エネルギー事業に要した借入金に対する開発期間中の支払利息を、棚卸資産の取得原価に算入しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 1,471,456千円

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。

課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 販売用発電所等の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

販売用発電所 16,855,180千円

仕掛販売用発電所 1,200,113千円

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とし、その差額を費用計上いたします。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

販売用発電所等の正味売却価額は個別発電所から得られる売電による将来のキャッシュ・フローを期待利回りで割り戻すことにより算定した金額が使用されており、主要な仮定は将来の予測発電量と期待利回りです。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

正味売却価額の算定においては、天候の影響などによる発電量の変化、再生可能エネルギー発電所の販売市況、金利市場の動向などによって、当該仮定に変化が生じた場合には、販売用発電所等の正味売却価額の見直しが必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点として、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法による方法であります。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法を適用いたします。なお、一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、会計方針の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、売掛金及び契約資産は39,460千円増加し、未成工事支出金は41,518千円減少しております。当連結会計年度の売上高は15,111千円、売上原価は8,122千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,988千円減少しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前当期純利益は6,988千円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は7,846千円増加しております。

当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当連結会計年度より「契約負債」として「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「前払費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「前払費用」に表示していた4,026,295千円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他」に表示していた152,851千円は、「建設仮勘定」7,810千円、「その他」145,041千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期前払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた2,303,734千円は、「長期前払費用」1,581,010千円、「その他」722,724千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「繰延税金負債」及び「長期未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた1,801,668千円は、「繰延税金負債」1,135,979千円、「長期未払金」85,194千円及び「その他」580,494千円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取補償金」及び「還付金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取補償金」に表示していた75,157千円及び「還付金収入」に表示していた32,383千円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産売却損益」、「前受金の増減額」及び「長期前受収益の増減額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産売却損益」114千円、「前受金の増減額」8,548千円及び「長期前受収益の増減額」33,123千円は、「その他」として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

従来、日本国内において固定買取価格制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電所については、すべて販売用発電所として計上し、耐用年数を17年として減価償却を行っておりましたが、中期経営計画における目標である「再生可能エネルギー発電所を自社保有して安定的な売電収入を得る」ことを実現するため、再生可能エネルギー発電所の一部の保有目的の変更に伴い有形固定資産に振り替えることを契機に、長期計画を立案して有形固定資産としての経済的使用可能予測期間の検討を行った結果、定期的な保守の実施等により、従来の耐用年数よりも長期間使用することが明らかとなったため、当連結会計年度より、耐用年数を20年に変更することといたしました。なお、この変更により当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ151,472千円増加しております。

(追加情報)

(保有目的の変更)

保有目的の変更により販売用発電所及び仕掛販売用発電所から有形固定資産及び無形固定資産へ65,869,454千円を振り替えております。それに伴い、前払費用から長期前払費用へ2,955,209千円を振り替えております。

また、保有目的の変更により営業投資有価証券から投資有価証券へ3,041,266千円を振り替えております。

## (連結貸借対照表関係)

1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(3) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
営業投資有価証券(出資金)	1,807,256千円	-千円
営業投資有価証券(社債)	155,000	-
投資有価証券(出資金)	3,259	1,843,579
投資有価証券(社債)	-	155,000

## 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
現金及び預金	1,139,629千円	739,479千円
売掛金及び契約資産	385,377	832,207
営業投資有価証券(1)	14,927,422	391,052
前払費用(工事負担金)	3,254,887	-
販売用発電所	54,483,398	15,952,238
仕掛販売用発電所	11,466,856	540,744
その他(流動資産)	2,310	201,914
建物及び構築物	835,422	835,422
機械装置及び運搬具	962,281	84,059,050
その他(その他有形固定資産)	19,702	19,464
土地	1,434,114	2,317,323
その他(その他無形固定資産)	-	1,693,269
投資有価証券(2)	305,495	16,487,530
関係会社株式(3)	3,293,457	3,293,457
長期前払費用(工事負担金)	-	2,674,669
計	92,510,356	130,037,826

(1) 営業投資有価証券に関しましては前連結会計年度14,927,422千円の内12,299,337千円、当連結会計年度391,052千円を、連結財務諸表上、相殺消去しております。

(2) 投資有価証券に関しましては当連結会計年度16,487,530千円の内13,900,077千円を、連結財務諸表上、相殺消去しております。

(3) 関係会社株式に関しましては前連結会計年度3,293,457千円、当連結会計年度3,293,457千円を、連結財務諸表上、相殺消去しております。

## 物上保証の内訳

上記の他、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の金融機関からの借入金について、物上保証を行っております。担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
売掛金及び契約資産	319,956千円	-千円
投資有価証券(1)	1,340,679	-
関係会社株式(2)	113,246	-
計	1,773,882	-

(1) 投資有価証券に関しましては前連結会計年度1,340,679千円を、連結財務諸表上、相殺消去しております。

(2) 関係会社株式に関しましては前連結会計年度113,246千円を、連結財務諸表上、相殺消去しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
短期借入金	2,012,250千円	1,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	9,046,698	7,296,364
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	4,596,236	3,930,405
未払金	-	744,400
長期借入金	25,247,953	39,550,082
ノンリコース長期借入金	48,497,810	68,240,978
長期末払金	-	3,093,700
計	89,400,949	123,855,929

なお、上記には登記留保として提供している売掛金及び契約資産、販売用発電所、機械装置及び運搬具、その他無形固定資産及びその債務を含めております。

#### 4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	73,297,582千円	65,191,175千円
借入実行残高	66,718,582	61,824,175
差引額	6,579,000	3,367,000

#### 5 財務制限条項

当社及び連結子会社が締結している金銭消費貸借契約のうち、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びDSCRにかかる財務制限条項が付されているものは次のとおりであります。なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	340,493千円	49,700千円
長期借入金	7,737,908	613,500
計	8,078,401	663,200

#### 6 ノンリコース債務

ノンリコース債務に対応する資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
現金及び預金	5,248,923千円	7,115,160千円
販売用発電所	44,133,070	8,518,349
仕掛販売用発電所	10,624,121	-
機械装置及び運搬具	-	74,315,428
資産その他	7,011,214	6,637,946
計	67,017,330	96,586,884

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料及び手当	1,544,677千円	1,719,157千円
退職給付費用	45,444	53,164
外部報酬	278,793	609,494

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
機械装置及び運搬具	-千円	9,848千円
ソフトウェア	114	-
計	114	9,848

4 段階取得に係る差益

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当連結会計年度において、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の投資口を追加取得し、連結子会社としたことにより、段階取得に係る差益69,321千円を計上しております。

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
建物及び構築物	668千円	-千円
機械装置及び運搬具	-	261
その他(工具、器具及び備品)	661	1,208
ソフトウェア	5,600	-
計	6,930	1,469

6 減損損失

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
中国・四国地方	遊休資産	土地

当社グループは、原則として、事業用資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

土地の価格調査実施にともない、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(8,000千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、土地8,000千円であります。当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額を基に算定しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

7 事業整理損

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社の連結子会社である株式会社みらい電力の事業整理を実質決定したことに伴う損失額（27,941千円）を事業整理損として特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,528千円	37,133千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	1,528	37,133
税効果額	468	11,370
その他有価証券評価差額金	1,060	25,763
為替換算調整勘定：		
当期発生額	-	6,634
その他の包括利益合計	1,060	32,397

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株) (注)1.2.	25,812,000	2,608,910	-	28,420,910

(注)1. 当社は、2021年12月22日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場にあたり、2021年12月21日を払込期日とする公募増資により、2,600,000株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、8,910株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株) (注)1.2.	28,420,910	747,460	-	29,168,370

(注)1. 2022年1月24日を払込期日として行われたオーバーアロットメントによる第三者割当増資により、409,200株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、338,260株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株) (注)	-	38	-	38

(注) 単元未満株式の買取りにより、38株増加しております。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	18,162,485千円	14,444,792千円
預入期間が3か月を超える定期預金	2,800	
現金及び現金同等物	18,159,685	14,444,792

2 株式等の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳  
前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

出資持分の取得により一関大東匿名組合事業を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の取得価額と同社取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	8,715,074千円
固定資産	143,855
流動負債	502,929
固定負債	6,581,000
小計	1,775,000
支配獲得時までの取得価額	180,000
支配獲得時までの持分法評価額	42,392
段階取得に係る差益	42,392
出資持分の取得価額	1,595,000
現金及び現金同等物	1,611,659
差引：取得による収入	16,659

出資持分の取得により吉高鈴ヶ沢匿名組合事業を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の取得価額と同社取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	2,004,624千円
固定資産	65,548
流動負債	81,023
固定負債	1,401,152
非支配株主持分	224,605
小計	363,391
支配獲得時までの取得価額	137,907
段階取得に係る差益	91,884
出資持分の取得価額	133,600
現金及び現金同等物	119,650
差引：取得による支出	13,949

出資持分の取得により合同会社R J エネルギー新潟阿賀野を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の取得価額と同社取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	22,172,194千円
のれん	215,608
流動負債	1,400,041
固定負債	14,766,218
非支配株主持分	3,039,337
出資持分の取得価額	3,182,206
現金及び現金同等物	2,440,031
差引：取得による支出	742,174

株式の取得により赤芝水力発電株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の取得価額と同社取得による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	494,696千円
固定資産	4,208,628
のれん	1,062,746
流動負債	115,482
固定負債	2,246,435
非支配株主持分	111,495
出資持分の取得価額	3,292,657
現金及び現金同等物	476,260
差引：取得による支出	2,816,397

なお、株式等の取得により新たに連結子会社となったその他の会社の資産及び負債の金額は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

投資口の取得により日本再生可能エネルギーインフラ投資法人を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の取得価額と同社取得による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,065,628千円
固定資産	46,621,721
のれん	15,600
流動負債	1,954,893
固定負債	22,684,368
非支配株主持分	6,163,058
小計	16,900,630
支配獲得時までの取得価額	282,578
段階取得に係る差益	69,321
出資持分の取得価額	16,548,730
現金及び現金同等物	944,460
差引：取得による支出	15,604,269

なお、株式等の取得により新たに連結子会社となったその他の会社の資産及び負債の金額は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### 3 株式等の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

出資持分の売却により京都南丹匿名組合事業が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の売却価額と売却による支出は次のとおりであります。

流動資産	4,717,140千円
固定資産	46,956
流動負債	264,030
固定負債	4,613,593
出資持分売却益	814,566
出資持分の売却価額	701,040
現金及び現金同等物	182,265
差引：売却による収入	518,774

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、太陽光発電設備(機械装置)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
1年以内	3,973,186	-
1年超	23,252,270	-
合計	27,225,456	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入、社債発行及び匿名組合出資)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的及び長期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、主として未上場企業の株式及び出資金を投資対象としたものであります。これらの資産は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと規制等の状況変化等の外的なリスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、経理規程に従い、営業債権について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注）1．参照）。

前連結会計年度（2021年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 社債( 1)	2,482,000	2,556,265	74,265
(2) 長期借入金( 1)	39,859,666	41,021,908	1,162,242
(3) ノンリコース長期借入金 ( 1)	53,094,047	53,914,165	820,118
負債計	95,435,713	97,492,338	2,056,625
デリバティブ取引( 2)	-	-	-

- ( 1)社債、長期借入金、ノンリコース長期借入金には、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のノンリコース長期借入金を含んでおります。
- ( 2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。
- ( 3)現金及び預金、短期借入金等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2022年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 社債( 1)	1,748,000	1,754,963	6,963
(2) 長期借入金( 1)	53,221,969	53,480,368	258,399
(3) ノンリコース長期借入金 ( 1)	79,336,092	78,800,430	535,662
負債計	134,306,061	134,035,761	270,299
デリバティブ取引( 2)	-	-	-

- ( 1)社債、長期借入金、ノンリコース長期借入金には、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のノンリコース長期借入金を含んでおります。
- ( 2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。
- ( 3)現金及び預金、短期借入金等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

## (注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
営業投資有価証券 非上場出資金	3,132,487	-
投資有価証券 非上場株式 非上場出資金	6,000 352,346	6,000 3,203,946

これらについては、市場価格のない株式等のため、時価開示の対象としておりません。

## 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	18,162,485	-	-	-
営業投資有価証券 その他有価証券 社債	155,000	-	-	-
合計	18,317,485	-	-	-

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	14,444,792	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券 社債	155,000	-	-	-
合計	14,599,792	-	-	-

## 3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,969,250	-	-	-	-	-
社債	194,000	48,000	1,000,000	-	200,000	1,040,000
長期借入金	11,376,850	15,773,953	6,347,828	786,292	796,476	4,778,265
ノンリコース 長期借入金	4,596,236	3,944,055	2,662,054	2,696,451	2,733,451	36,461,797
合計	20,136,336	19,766,009	10,009,883	3,482,744	3,729,927	42,280,062

当連結会計年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,460,450	-	-	-	-	-
社債	148,000	1,100,000	100,000	300,000	100,000	-
長期借入金	9,667,717	10,883,195	5,507,210	7,290,204	10,071,664	9,801,978
ノンリコース 長期借入金	4,480,552	4,657,696	4,717,328	4,770,818	4,827,065	55,882,631
合計	17,756,719	16,640,891	10,324,538	12,361,022	14,998,729	65,684,609

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	1,754,963	-	1,754,963
長期借入金	-	53,480,368	-	53,480,368
ノンリコース長期借入金	-	78,800,430	-	78,800,430
負債計	-	134,035,761	-	134,035,761

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債、長期借入金、ノンリコース長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規の社債発行、借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	321,912	284,778	37,133
	小計	321,912	284,778	37,133
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	155,000	155,000	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	155,000	155,000	-
合計		476,912	439,778	37,133

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額6,000千円)、非上場出資金(連結貸借対照表計上額5,629千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2022年12月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	155,000	155,000	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	155,000	155,000	-
合計		155,000	155,000	-

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額6,000千円）、非上場出資金（連結貸借対照表計上額6,284千円）については、市場価格がないため、記載しておりません。

## 2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	481,145	15,345	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	481,145	15,345	-

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	-	-	-

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（2021年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （千円）	契約額等の うち1年超 （千円）	時価 （千円）
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金（1年 内返済予定の長期 借入金を含む）	246,200	229,800	(注)

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2022年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （千円）	契約額等の うち1年超 （千円）	時価 （千円）
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金（1年 内返済予定の長期 借入金を含む）	4,380,800	4,055,793	(注)

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度に係る退職給付費用は、前連結会計年度45,444千円、当連結会計年度53,164千円となっております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 社外協力者 1名	当社取締役 4名 当社従業員 42名 社外協力者 1名	当社従業員 36名	当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,500,000株	普通株式 774,000株	普通株式 427,500株	普通株式 280,500株
付与日	2015年6月30日	2015年12月25日	2016年6月30日	2016年12月31日
権利確定条件	付与日(2015年6月30日)以降権利確定日(2017年6月29日)まで継続して勤務していること。	付与日(2015年12月25日)以降権利確定日(2017年12月22日)まで継続して勤務していること。	付与日(2016年6月30日)以降権利確定日(2018年6月13日)まで継続して勤務していること。	付与日(2016年12月31日)以降権利確定日(2018年12月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 2015年6月30日 至 2017年6月29日	自 2015年12月25日 至 2017年12月22日	自 2016年6月30日 至 2018年6月13日	自 2016年12月31日 至 2018年12月31日
権利行使期間	自 2017年6月30日 至 2025年6月28日	自 2017年12月23日 至 2025年12月22日	自 2018年6月14日 至 2026年6月13日	自 2019年1月1日 至 2026年12月11日

	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 12名 社外協力者 2名	当社従業員 5名	当社取締役 1名 当社従業員 69名 子会社従業員 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 36名 子会社取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 174,000株	普通株式 57,000株	普通株式 279,600株	普通株式 510,000株
付与日	2017年4月3日	2017年6月1日	2018年7月18日	2020年4月30日
権利確定条件	付与日(2017年4月3日)以降権利確定日(2019年4月3日)まで継続して勤務していること。	付与日(2017年6月1日)以降権利確定日(2019年6月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2018年7月18日)以降権利確定日(2020年7月18日)まで継続して勤務していること。	2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純利益が20億円以上であること。
対象勤務期間	自 2017年4月3日 至 2019年4月3日	自 2017年6月1日 至 2019年6月1日	自 2018年7月18日 至 2020年7月18日	自 2020年4月30日 至 2022年4月30日
権利行使期間	自 2019年4月4日 至 2027年3月26日	自 2019年6月2日 至 2027年3月26日	自 2020年7月19日 至 2028年7月1日	自 2022年5月1日 至 2030年3月27日

	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 35,000株	普通株式 20,000株
付与日	2021年1月31日	2021年7月31日
権利確定条件	2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純利益が20億円以上であること。	2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純利益が20億円以上であること。
対象勤務期間	自 2021年1月31日 至 2023年1月31日	自 2021年7月31日 至 2023年7月31日
権利行使期間	自 2023年2月1日 至 2030年3月27日	自 2023年8月1日 至 2031年3月19日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2015年12月22日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2017年12月8日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 第9回、第10回及び第11回の新株予約権は権利確定条件を満たさなかったため、すべて失効しております。

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年12月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## Stock・オプションの数

	第2回Stock・ オプション	第3回Stock・ オプション	第4回Stock・ オプション	第5回Stock・ オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	750,000	450,060	136,500	138,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	250,000	55,440	5,940	9,900
失効	-	12,060	-	8,100
未行使残	500,000	382,560	130,560	120,000

	第6回Stock・ オプション	第7回Stock・ オプション	第8回Stock・ オプション	第9回Stock・ オプション
権利確定前 (株)				-
前連結会計年度末	-	-	-	490,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	490,000
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	63,000	12,000	175,500	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	5,940	3,960	7,080	-
失効	16,560	-	19,890	-
未行使残	40,500	8,040	148,530	-

	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	35,000	20,000
付与	-	-
失効	35,000	20,000
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

## 単価情報

	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利行使価格(注1) (円)	26.2	200	200	230
行使時平均株価 (円)	1,210	1,194	1,442	1,323
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
権利行使価格(注1) (円)	370	370	450	450
行使時平均株価 (円)	1,390	990	1,403	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション
権利行使価格(注1) (円)	450	450
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注1) 権利行使価格は、2015年12月22日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2017年12月8日株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の価格に換算した1株当たりの金額を記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

2015年6月発行の第2回ストック・オプションについては、直近の1株当たり純資産額を基に単価の見積りを行いました。2015年12月発行の第3回及び2016年6月発行の第4回ストック・オプションについては、2015年8月に行われました第三者割当増資での発行価額を基に単価の見積りを行いました。2016年12月発行の第5回ストック・オプション、2017年4月発行の第6回ストック・オプション、2017年6月発行の第7回ストック・オプションについては、類似会社比準法を基に単価の見積りを行いました。2018年7月発行の第8回ストック・オプション及び2020年4月発行の第9回ストック・オプション、2021年1月発行の第10回ストック・オプション、2021年7月発行の第11回ストック・オプションについては、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を基に単価の見積りを行いました。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額を下回るため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	414,359千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	385,932千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	43,633千円	35,837千円
敷金	8,487	9,294
子会社立替金評価損	144,069	144,047
匿名組合出資金	342,459	395,017
減損損失	20,221	20,218
減価償却超過額	142,709	383,028
土地評価損	38,808	38,802
関係会社株式評価損	-	69,701
連結会社間内部利益消去	243,120	1,073,557
税務上の繰越欠損金 (注) 1	210,950	65,038
修繕引当金	42,711	32,326
その他	40,399	39,998
繰延税金資産小計	1,277,571	2,306,867
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 1	180,397	3,466
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	373,897	826,090
評価性引当額小計	554,294	829,557
繰延税金資産合計	723,276	1,477,310
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	11,370	-
連結子会社の時価評価差額	1,135,979	4,369,263
譲渡損益	-	24,875
顧客関連資産	878	3,394
その他	-	2,067
繰延税金負債合計	1,148,228	4,399,601
繰延税金資産(負債)の純額	424,951	2,992,291

## (注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	137	12,302	198,510	210,950
評価性引当額	-	-	-	137	-	180,259	180,397
繰延税金資産	-	-	-	-	12,302	18,251	(2)30,553

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金210,950千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産30,553千円を計上しております。当該繰延税金資産30,553千円は、主に連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高38,382千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

## 当連結会計年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金( 1)	-	-	55	518	75	64,388	65,038
評価性引当額	-	-	55	518	75	2,816	3,466
繰延税金資産	-	-	-	-	-	61,571	( 2 )61,571

- ( 1 )税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- ( 2 )税務上の繰越欠損金65,038千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産61,571千円を計上しております。当該繰延税金資産61,571千円は、主に連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高65,038千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	税金等調整前当期 純損失を計上して
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	いるため、記載を
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3	省略しておりま
法人税額の特別控除額	8.6	す。
段階取得に係る差益	4.3	
住民税均等割	1.9	
評価性引当額の増減	21.5	
連結子会社の税率差異	0.2	
その他	2.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2	

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人(以下「対象者」といいます。)を連結子会社化することを目的として、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により、当社の連結子会社である合同会社アールジェイ7号を公開買付者として、対象者の投資口を取得することを決議し、2022年5月13日から2022年6月23日を取得期間として本公開買付けを実施いたしました。

本公開買付けの結果、当社は2022年6月30日(本公開買付けの決済の開始日)付けで対象者を当社の連結子会社としております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人

事業の内容 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に対する投資及び運用

(2) 企業結合を行った主な理由

再生可能エネルギー事業を拡大するためであります。

(3) 企業結合日

2022年6月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする投資口の取得

(5) 企業結合後の名称

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人

(6) 取得した出資持分比率

企業結合直前に所有していた出資持分比率 1.53%

企業結合日に追加取得した出資持分比率 71.73%

取得後の出資持分比率 73.26%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である合同会社アールジェイ7号が日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の投資口の過半を取得したことにより、実質的に支配すると認められるためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年7月1日から2022年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた投資口の企業結合日における時価	351,900千円
企業結合日に取得した投資口の時価	16,548,730千円
取得原価	16,900,630千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 391,738千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

15,600千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される超過収益から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

重要性が乏しいため発生時に一括償却しております。

## 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,065,628千円
固定資産	46,621,721
資産合計	47,687,349
流動負債	1,954,893
固定負債	22,684,368
負債合計	24,639,261

## 7. 企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその他算定方法

売上高	1,855,010千円
営業利益	311,531
経常利益	183,324
税金等調整前当期純利益	183,324
親会社株主に帰属する当期純利益	115,583
1株当たり当期純利益	3.99円

## (概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Rencoba Energias Alternativas,S.L.

事業の内容 スペイン王国における太陽光発電技術を利用した再生可能エネルギーによる発電に関する事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

スペイン王国における再生可能エネルギー事業を拡大するためであります。

(3) 企業結合日

2022年9月6日(持分取得日)

2022年9月30日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする出資持分の取得

(5) 企業結合後の名称

Rencoba Energias Alternativas,S.L.

(6) 取得した出資持分比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるRJ EURODEVELOPMENT,S.L.がRencoba Energias Alternativas,S.L.の出資持分の全額を取得したことにより、実質的に支配すると認められるためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年10月1日から2022年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

	取得の対価	現金及び預金	702,238千円
	取得原価		702,238千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 44,935千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

159,433千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される超過収益から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,958,304千円
固定資産	23,251
資産合計	2,981,555
流動負債	1,373,596
固定負債	1,049,053
負債合計	2,422,649

7. 企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその他算定方法

売上高	206,407千円
営業利益	176,448
経常損失( )	8,394
税金等調整前当期純損失( )	8,394
親会社株主に帰属する当期純損失( )	6,311
1株当たり当期純損失( )	0.21円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

太陽光発電設備の事業用定期借地契約に伴う原状回復義務等に係る撤去費用であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は当該使用見込期間に応じた国債の利回りを使用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
期首残高	-千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,159,382
保有目的の変更に伴う増加額(注)	1,728,020
時の経過による調整額	3,960
期末残高	2,891,362

(注) 販売用発電所の保有目的の変更に伴い、販売用発電所から有形固定資産へ振り替えたため、資産除去債務の計上を行ったことによる増加であります。

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、鹿児島県南九州市頰娃町その他地域において、太陽光発電事業用の土地を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は91,343千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は95,651千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	1,433,107	1,645,185
期中増減額	212,078	222,177
期末残高	1,645,185	1,867,362
期末時価	2,044,170	2,241,826

(注) 1. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、事業用資産からの振替(210,507千円)であります。当連結会計年度の主な増加は、不動産取得(451,779千円)及び事業用資産からの振替(58,905千円)、主な減少は、連結子会社間取引による除外(196,872千円)、事業用資産への振替(91,635千円)であります。

2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額等(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

(1) 収益の分解情報

当連結会計年度(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	
	再生可能エネルギー事業	
売上高		
フロー型収益		1,233,953
ストック型収益		15,222,785
顧客との契約から生じる収益		16,456,739
その他の収益		1,262,220
外部顧客への売上高		17,718,960

- (注) 1. 「フロー型収益」は、開発業務、EPC等工事請負および発電所売却による収入であります。  
 2. 「ストック型収益」は、売電事業等、O&M事業およびAM事業による収入であります。  
 3. 「その他の収益」は匿名組合からの分配損益および地代収入等であります。  
 4. 収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の当連結会計年度の期首及び期末残高は次のとおりです。

(単位:千円)

	当連結会計年度 期首残高 (2022年1月1日)	当連結会計年度 期末残高 (2022年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	1,878,153	1,382,408
契約資産	62,946	39,460
契約負債	8,636	7,831

顧客との契約から生じた債権は、連結会計年度末時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち無条件になっている売掛金等であります。

契約資産は、連結会計年度末時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であり、主に請負工事等において、進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る、当連結会計年度末時点で未請求の権利です。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、当社グループが顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであり、主に工事請負契約に基づき顧客から受領した手付金等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、8,636千円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は126,887千円であり、当該残存履行義務について、今後1年以内に収益を認識することを見込んでおります。

なお、上記以外の取引について、当社グループにおいて、当初の予想契約が期間1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
中部電力ミライズ株式会社	2,067,726	再生可能エネルギー事業

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東北電力ネットワーク株式会社	4,167,911	再生可能エネルギー事業
中部電力ミライズ株式会社	2,275,757	再生可能エネルギー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 1. 関連当事者との取引

## 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

## (2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円) (注1)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%) (注2)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	鹿児島穎娃匿名組合事業(注5)	東京都港区	2,724,000	発電事業	出資割合直接2	匿名組合出資	匿名組合への出資(注3)	953,400	-	-

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

## (3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円) (注1)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%) (注2)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他関係会社の子会社	南九州穎娃匿名組合(注4)	東京都港区	0	発電事業	出資割合直接0	匿名組合出資	匿名組合からの払戻(注3)	1,406,218	-	-

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

- (注) 1. 「資本金又は出資金」欄には、株式会社及び合同会社については資本金の額、匿名組合事業については匿名組合出資金の総額を記載しております。
2. 「議決権等の所有(被所有)割合」欄には、株式会社及び合同会社については議決権の所有割合、匿名組合事業については匿名組合出資金の出資割合を記載しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
匿名組合への出資及び匿名組合からの払戻については、匿名組合契約書に基づき出資・払戻等しております。
4. 南九州穎娃匿名組合事業については、2021年6月30日に匿名組合契約は終了したことにより、当社の関連当事者に該当しないこととなりました。上記取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
5. 鹿児島穎娃匿名組合事業については、2021年11月5日に売却したことにより、当社の関連当事者に該当しないこととなりました。上記取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	374.03円	318.63円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )	20.47円	52.70円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	19.28円	-

(注) 1. 当社株式は、2021年12月22日東京証券取引所マザーズに上場したため、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から前連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	529,953	1,526,471
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	529,953	1,526,471
普通株式の期中平均株式数(株)	25,890,562	28,966,768
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,602,813	-
(うち新株予約権(株))	(1,602,813)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権54,500個、普通株式545,000株)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	-

## (重要な後発事象)

## (第12回新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、以下のとおり新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議しました。

## 新株予約権の発行要項

## 1. 本新株予約権の名称

リニューアブル・ジャパン株式会社第12回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

## 2. 申込期間

2023年2月28日

## 3. 割当日

2023年3月1日

## 4. 払込期日

2023年3月1日

## 5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

## 6. 本新株予約権の総数

900個

## 7. 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金271円

## 8. 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初金504円とする。

## 9. 行使価額の調整

(1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

## 10. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2027年3月31日まで（但し、2027年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

## 11. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
  - 1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
  - 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
  - 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3) 本新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が15,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

## 12. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

## 13. 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 16. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
第11項に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件  
第12項に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第14項に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

## 18. 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関である茄子評価株式会社が一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式を基礎として、本新株予約権1個の払込金額を金271円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載のとおりとし、行使価額は本新株予約権1個につき、金50,400円とする。

## 20. その他

本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

(第13回新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、以下のとおり新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議しました。

#### 新株予約権の発行要項

##### 1. 本新株予約権の名称

リニューアブル・ジャパン株式会社第13回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

##### 2. 申込期間

2023年2月28日

##### 3. 割当日

2023年3月1日

##### 4. 払込期日

2023年3月1日

##### 5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

##### 6. 本新株予約権の総数

1,500個

##### 7. 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金172円

##### 8. 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初金504円とする。

##### 9. 行使価額の調整

(1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

##### 10. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2029年3月31日まで(但し、2029年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)とする。

## 11. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
  - 1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
  - 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
  - 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3) 本新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が20,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

## 12. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

## 13. 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 16. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使の条件

第11項に準じて決定する。

## (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項に準じて決定する。

## (8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

## (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第14項に準じて決定する。

## (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

## 18. 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関である茄子評価株式会社が一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式を基礎として、本新株予約権1個の払込金額を金172円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載のとおりとし、行使価額は本新株予約権1個につき、金50,400円とする。

## 20. その他

本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
リニューアブル・ジャパン株式会社	第6回無担保普通社債	2019.5.15	20,000 (20,000)	-	0.9	無担保	2022.5.15
リニューアブル・ジャパン株式会社	第8回無担保普通社債	2019.8.29	72,000 (72,000)	-	0.02	無担保	2022.8.29
リニューアブル・ジャパン株式会社	第9回無担保普通社債	2019.7.29	40,000 (40,000)	-	0.2	無担保	2022.7.29
リニューアブル・ジャパン株式会社	第10回無担保普通社債	2019.10.25	36,000 (36,000)	-	0.3	無担保	2022.10.25
合同会社RJグリーンパワー	第2回無担保普通社債	2019.11.29	1,040,000	-	6.5	無担保	2022.3.10
リニューアブル・ジャパン株式会社	第11回無担保普通社債	2020.10.23	74,000 (26,000)	48,000 (48,000)	0.9	無担保	2023.10.23
リニューアブル・ジャパン株式会社	第12回無担保普通社債	2021.9.27	200,000	200,000	0.6	無担保	2026.9.25
リニューアブル・ジャパン株式会社	第13回無担保普通社債	2021.10.8	300,000	300,000	0.3	無担保	2024.10.8
リニューアブル・ジャパン株式会社	第14回無担保普通社債	2021.11.25	500,000	500,000	0.3	無担保	2024.11.25
リニューアブル・ジャパン株式会社	第15回無担保普通社債	2021.12.28	200,000	200,000	0.6	無担保	2024.12.27
リニューアブル・ジャパン株式会社	第16回無担保普通社債	2022.8.31	-	500,000 (100,000)	0.3	無担保	2027.8.31
合計	-	-	2,482,000 (194,000)	1,748,000 (148,000)	-	-	-

(注) 1. ( ) 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
148,000	1,100,000	100,000	300,000	100,000

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,969,250	3,460,450	1.4	-
1年以内に返済予定の長期借入金	11,376,850	9,667,717	1.6	-
1年以内に返済予定のノンリコース長期借入金	4,596,236	4,480,552	1.3	-
1年以内に返済予定のリース債務	16,638	15,735	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	28,482,816	43,554,252	1.6	2024年～ 2037年
ノンリコース長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	48,497,810	74,855,539	1.3	2024年～ 2039年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	155,588	141,604	-	2024年～ 2033年
合計	97,095,190	136,175,851	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、ノンリコース長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	10,883,195	5,507,210	7,290,204	10,071,664
ノンリコース 長期借入金	4,657,696	4,717,328	4,770,818	4,827,065
リース債務	14,834	14,870	14,577	14,348

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2)【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	3,171,628	8,066,222	12,723,302	17,718,960
税金等調整前四半期(当期)純損失( )(千円)	883,159	1,021,097	974,987	1,270,460
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失( )(千円)	609,013	1,260,081	1,289,002	1,526,471
1株当たり四半期(当期)純損失( )(円)	21.19	43.75	44.60	52.70

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失( )(円)	21.19	22.55	1.00	8.15

(注) 第4四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第3四半期の関連する四半期情報項目については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の数値を記載しております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1 9,722,283	1 5,589,932
売掛金及び契約資産	1, 2 913,624	1, 2 1,226,669
営業投資有価証券	1, 2 18,425,067	1, 2 1,266,532
販売用発電所	1 9,023,011	1 8,336,831
仕掛販売用発電所	1 518,957	-
貯蔵品	3,219	3,660
未成工事支出金	50,072	853
前渡金	604,332	88,941
前払費用	325,674	278,946
立替金	2 878,514	2 1,973,908
関係会社短期貸付金	745,000	-
その他	2 699,161	2 1,328,884
<b>流動資産合計</b>	<b>41,908,920</b>	<b>20,095,160</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	153,233	161,062
機械及び装置	24,500	1 16,649,871
車両運搬具	1,227	1,854
工具、器具及び備品	122,194	132,386
土地	1 2,845,300	1 4,667,169
リース資産	34,557	180,620
建設仮勘定	7,810	649,449
減価償却累計額	118,283	317,656
<b>有形固定資産合計</b>	<b>3,070,540</b>	<b>22,124,758</b>
<b>無形固定資産</b>		
借地権	-	1 267,939
商標権	1,421	2,777
ソフトウェア	65,865	112,960
その他	46,991	57,801
<b>無形固定資産合計</b>	<b>114,278</b>	<b>441,479</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1 633,407	1 1,318,256
関係会社株式	1 3,406,703	1 6,941,933
その他の関係会社有価証券	1,369,553	1 17,131,577
出資金	43,381	48,020
関係会社長期貸付金	800,000	800,000
長期前払費用	480,283	637,632
繰延税金資産	479,614	266,617
その他	422,290	473,435
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>7,635,233</b>	<b>27,617,472</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>10,820,052</b>	<b>50,183,710</b>
<b>資産合計</b>	<b>52,728,972</b>	<b>70,278,871</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	2 43,712	2 135,163
短期借入金	1, 4, 5 3,845,250	1, 4, 5 3,460,450
1年内償還予定の社債	194,000	148,000
1年内返済予定の長期借入金	1, 4, 5 11,040,438	1, 4, 5 9,650,917
リース債務	2,733	14,983
未払金	2 1,012,688	2 416,786
未払費用	113,133	117,266
未払法人税等	278,895	457,253
契約負債	7,330	7,039
預り金	106,558	106,182
前受収益	80,149	85,754
関係会社整理損失引当金	404,717	5,286
その他	15,775	2,533
流動負債合計	17,145,383	14,607,617
<b>固定負債</b>		
社債	1,248,000	1,600,000
長期借入金	1, 4, 5 22,527,307	1, 4, 5 39,879,252
リース債務	1,871	141,041
長期前受収益	804,408	759,439
資産除去債務	-	388,390
その他	104,694	91,947
固定負債合計	24,686,282	42,860,070
負債合計	41,831,665	57,467,687
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	4,273,310	4,627,673
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	4,273,310	4,627,673
資本剰余金合計	4,273,310	4,627,673
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	2,324,921	3,555,896
利益剰余金合計	2,324,921	3,555,896
自己株式	-	59
株主資本合計	10,871,543	12,811,183
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	25,763	-
評価・換算差額等合計	25,763	-
純資産合計	10,897,306	12,811,183
負債純資産合計	52,728,972	70,278,871

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1 7,055,416	1 10,155,836
売上原価	2,115,443	1 2,874,560
売上総利益	4,939,973	7,281,275
販売費及び一般管理費	1, 2 3,323,507	1, 2 3,418,508
営業利益	1,616,466	3,862,767
営業外収益		
受取利息	51,205	40,221
受取配当金	52,103	16,551
受取補償金	75,157	-
匿名組合投資利益	133,891	-
その他	11,451	8,173
営業外収益合計	323,809	64,946
営業外費用		
支払利息	513,167	705,501
支払手数料	232,284	300,802
匿名組合投資損失	4,406	848,823
上場関連費用	47,238	-
その他	333	0
営業外費用合計	797,430	1,855,127
経常利益	1,142,844	2,072,586
特別利益		
投資有価証券売却益	15,345	69,321
事業譲渡益	-	3 160,000
その他	830	12,520
特別利益合計	16,176	241,841
特別損失		
関係会社整理損	4 418,738	4 10,690
その他	14,930	1,982
特別損失合計	433,668	12,672
税引前当期純利益	725,353	2,301,755
法人税、住民税及び事業税	498,025	857,724
法人税等調整額	144,349	220,903
法人税等合計	353,676	1,078,628
当期純利益	371,676	1,223,127

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		1,951	0.1	20,180	0.7
電力仕入		-	-	559,186	19.5
労務費		140,999	6.7	105,771	3.7
外注費		842,769	39.8	535,435	18.6
減価償却費		328,062	15.5	924,089	32.1
販売用発電所売却原価		293,958	13.9	206,714	7.2
その他		507,703	24.0	523,182	18.2
当期売上原価		2,115,443	100.0	2,874,560	100.0

個別原価計算を用いて算出しております。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,109,525	2,109,525	2,109,525	1,953,244	1,953,244	6,172,294
当期変動額						
新株の発行	2,163,785	2,163,785	2,163,785			4,327,571
当期純利益				371,676	371,676	371,676
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	2,163,785	2,163,785	2,163,785	371,676	371,676	4,699,248
当期末残高	4,273,310	4,273,310	4,273,310	2,324,921	2,324,921	10,871,543

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	24,702	24,702	6,196,997
当期変動額			
新株の発行			4,327,571
当期純利益			371,676
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,060	1,060	1,060
当期変動額合計	1,060	1,060	4,700,309
当期末残高	25,763	25,763	10,897,306

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	4,273,310	4,273,310	4,273,310	2,324,921	2,324,921	-	10,871,543
会計方針の変更による累積的影響額				7,846	7,846		7,846
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,273,310	4,273,310	4,273,310	2,332,768	2,332,768	-	10,879,390
当期変動額							
新株の発行	354,362	354,362	354,362				708,725
当期純利益				1,223,127	1,223,127		1,223,127
自己株式の取得						59	59
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	354,362	354,362	354,362	1,223,127	1,223,127	59	1,931,793
当期末残高	4,627,673	4,627,673	4,627,673	3,555,896	3,555,896	59	12,811,183

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	25,763	25,763	10,897,306
会計方針の変更による累積的影響額			7,846
会計方針の変更を反映した当期首残高	25,763	25,763	10,905,153
当期変動額			
新株の発行			708,725
当期純利益			1,223,127
自己株式の取得			59
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	25,763	25,763	25,763
当期変動額合計	25,763	25,763	1,906,030
当期末残高	-	-	12,811,183

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合への出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、「投資有価証券」又は「その他の関係会社有価証券」として計上しております。また、連結子会社である匿名組合への出資金については、連結決算日における仮決算を基礎とし、それ以外の匿名組合への出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用発電所、仕掛販売用発電所、未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

なお、販売用発電所は、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、当社が保有する発電所については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械及び装置	6～20年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

顧客関連資産 効果の及ぶ期間(14年～17年)に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社整理損失引当金

関係会社整理による損失に備えるため、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### 収益認識基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

開発事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の開発業務を行っており、顧客との契約に基づいて役務提供を行う義務を負っております。また、契約に基づいて役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

EPC等工事請負においては、顧客と工事請負契約等を締結し、当該契約に基づいて施工を行う履行義務を負っております。工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法を適用いたします。なお、一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

発電所売却においては、主に再生可能エネルギー発電所の売却を行っており、顧客との契約に基づいて再生可能エネルギー発電所の引き渡しを行う義務を負っております。また、契約に定められた引き渡し時に収益を認識しております。

売電事業においては、顧客と電力供給契約等を締結し、当該契約に基づいて当社の保有する再生可能エネルギー発電所から発電された電力の供給を履行義務として認識しております。顧客に対して行う電力の供給であり、電力を供給した時点で収益を認識しております。

O&M事業及びAM事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の運営及び管理業務を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務を負っております。サービス提供義務については、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

取引価格は顧客との契約又は取引条件により決定しており、契約又は取引条件において定められた時期に受領しております。対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動する重要な変動対価はありません。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) ヘッジ会計の処理

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

##### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (重要な会計上の見積り)

##### 1. 繰延税金資産の回収可能性

###### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 266,617千円

###### (2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

##### 2. 販売用発電所の評価

###### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

販売用発電所 8,336,831千円

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、その差額を費用計上いたします。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

販売用発電所等の正味売却価額は個別発電所から得られる売電による将来のキャッシュ・フローを期待利回りで割り戻すことに算定した金額が使用されており、主要な仮定は将来の予測発電量と期待利回りでありませ

翌事業年度の財務諸表に与える影響

正味売却価額の算定においては、天候の影響などによる発電量の変化、再生可能エネルギー発電所の販売状況、金利市場の動向などによって、当該仮定に変化が生じた場合には、販売用発電所等の正味売却価額の見直しが必要となり、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点として、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法を適用いたします。なお、一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、会計方針の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、売掛金及び契約資産は39,460千円増加し、未成工事支出金は41,518千円減少しております。当事業年度の売上高は15,111千円、売上原価は8,122千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6,988千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が7,846千円増加しております。

当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「匿名組合投資損失」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた4,740千円は、「匿名組合投資損失」4,406千円、「その他」333千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

従来、日本国内において固定買取価格制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電所については、すべて販売用発電所として計上し、耐用年数を17年として減価償却を行っておりましたが、中期経営計画における目標である「再生可能エネルギー発電所を自社保有して安定的な売電収入を得る」ことを実現するため、再生可能エネルギー発電所の一部の保有目的変更に伴い有形固定資産に振り替えることを契機に、長期計画を立案して有形固定資産としての経済的使用可能予測期間の検討を行った結果、定期的な保守の実施等により、従来の耐用年数よりも長期間使用することが明らかとなったため、当事業年度より、耐用年数を20年に変更することといたしました。なお、この変更により当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ8,551千円増加しております。

(追加情報)

(保有目的の変更)

保有目的の変更により販売用発電所及び仕掛販売用発電所から有形固定資産及び無形固定資産へ4,570,003千円を振り替えております。

また、保有目的の変更により営業投資有価証券から投資有価証券及びその他の関係会社有価証券へ14,891,244千円を振り替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
現金及び預金	127,242千円	156,555千円
売掛金及び契約資産	66,580	115,437
営業投資有価証券	12,864,057	391,052
販売用発電所	7,350,322	7,433,889
仕掛販売用発電所	267,493	-
機械及び装置	-	13,356,423
土地	1,434,114	2,317,323
借地権	-	216,532
投資有価証券	305,495	1,118,547
関係会社株式	3,293,457	3,293,457
その他の関係会社有価証券	-	15,368,983
計	25,708,764	43,768,203

物上保証の内訳

上記の他、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の金融機関からの借入金について、物上保証を行っております。担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
関係会社株式	113,246千円	-千円
その他の関係会社有価証券	1,340,679	-
計	1,453,925	-

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期借入金	2,012,250千円	1,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	8,755,905	7,296,364
長期借入金	19,437,244	35,875,082
計	30,205,400	44,171,446

なお、上記には登記留保として提供している売掛金及び契約資産、販売用発電所、機械及び装置、借地権及びその債務を含めております。

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	1,903,057千円	2,692,524千円
短期金銭債務	567	234

## 3 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)
サクシード四日市山田匿名組合事業	3,621,501千円	サクシード四日市山田匿名組合事業	-千円
RJグリーンパワー匿名組合事業	1,040,000	RJグリーンパワー匿名組合事業	-
えびの匿名組合事業	2,480,000	えびの匿名組合事業	3,675,000
株式会社みらい電力	181,018	株式会社みらい電力	-
アールジェイ・インベストメント株式会社	2,067	アールジェイ・インベストメント株式会社	1,315
計	7,324,586	計	3,676,315

## 4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	10,745,951千円	6,060,293千円
借入実行残高	7,970,951	4,663,293
差引額	2,775,000	1,397,000

## 5 財務制限条項

当社が締結している金銭消費貸借契約のうち、当社の財政状態、経営成績にかかる財務制限条項が付されているものは次のとおりであります。なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	49,700千円	49,700千円
長期借入金	4,407,200	613,500
計	4,456,900	663,200

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,603,734千円	4,725,397千円
売上原価	-	617
販売費及び一般管理費	67	10
営業取引以外の取引高	93,765	54,558

## 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.2%、当事業年度0.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.8%、当事業年度99.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料及び手当	1,396,340千円	1,591,723千円
減価償却費	37,529	40,563
退職給付費用	43,212	50,197

## 3 事業譲渡益

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社の連結子会社であるアールジェイ・インベストメント株式会社へAM事業を譲渡したことにより、事業譲渡益160,000千円を特別利益に計上しております。

## 4 関係会社整理損

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社の連結子会社である株式会社みらい電力の事業整理を実質決定したことに伴う損失額を関係会社整理損(関係会社株式評価損14,020千円、関係会社整理損失引当金繰入額404,717千円)として特別損失に計上しております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社の連結子会社である株式会社みらい電力の事業整理に伴う損失額を関係会社整理損10,690千円として特別損失に計上しております。

## (有価証券関係)

前事業年度(2021年12月31日)

関係会社株式及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額は関係会社株式3,406,703千円、その他の関係会社有価証券1,369,553千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年12月31日)

関係会社株式及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額は関係会社株式6,941,933千円、その他の関係会社有価証券16,976,478千円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	40,120千円	31,112千円
関係会社株式評価損	69,405	69,701
敷金	8,487	9,294
子会社立替金評価損	144,069	144,047
匿名組合出資金	342,459	395,018
減損損失	20,221	20,218
減価償却超過額	140,603	380,986
土地評価損	38,808	38,802
関係会社整理損	123,943	-
その他	3,054	6,922
繰延税金資産小計	931,174	1,096,102
評価性引当額	439,311	826,090
繰延税金資産合計	491,863	270,012
繰延税金負債		
顧客関連資産	878	3,394
その他有価証券評価差額金	11,370	-
繰延税金負債合計	12,248	3,394
繰延税金資産の純額	479,614	266,617

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.8	0.1
法人税特別控除	11.5	-
住民税均等割	2.5	1.0
評価性引当額の増減	28.7	16.8
その他	-	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.8	46.9

## (企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略してあります。

(重要な後発事象)

(第12回新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、以下のとおり新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議しました。

新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称

リニューアブル・ジャパン株式会社第12回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2023年2月28日

3. 割当日

2023年3月1日

4. 払込期日

2023年3月1日

5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権の総数

900個

7. 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金271円

8. 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初金504円とする。

9. 行使価額の調整

(1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

10. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2027年3月31日まで(但し、2027年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)とする。

11. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人(執行役員を含む。以下同じ。)又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

- (2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
- 1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
  - 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
  - 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3) 本新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が15,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
12. 本新株予約権の取得
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
  - (2) 当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
  - (3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
13. 本新株予約権の譲渡
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 16. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
第11項に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件  
第12項に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第14項に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

## 18. 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関である茄子評価株式会社が一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式を基礎として、本新株予約権1個の払込金額を金271円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載のとおりとし、行使価額は本新株予約権1個につき、金50,400円とする。

## 20. その他

本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

(第13回新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、以下のとおり新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議しました。

#### 新株予約権の発行要項

##### 1. 本新株予約権の名称

リニューアブル・ジャパン株式会社第13回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

##### 2. 申込期間

2023年2月28日

##### 3. 割当日

2023年3月1日

##### 4. 払込期日

2023年3月1日

##### 5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

##### 6. 本新株予約権の総数

1,500個

##### 7. 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金172円

##### 8. 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初金504円とする。

##### 9. 行使価額の調整

(1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を除いた数とする。

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

##### 10. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2029年3月31日まで(但し、2029年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)とする。

## 11. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
  - 1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
  - 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
  - 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3) 本新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が20,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

## 12. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

## 13. 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 16. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使の条件

第11項に準じて決定する。

## (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項に準じて決定する。

## (8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

## (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第14項に準じて決定する。

## (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

## 18. 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関である茄子評価株式会社が一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式を基礎として、本新株予約権1個の払込金額を金172円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載のとおりとし、行使価額は本新株予約権1個につき、金50,400円とする。

## 20. その他

本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形 固定 資産	建物及び構築物	136,555	7,828	-	7,309	137,074	23,987
	機械及び装置	20,836	23,782	-	10,325	34,292	13,989
	車両運搬具	348	626	-	230	744	1,109
	工具、器具及び備品	55,643	10,689	301	24,755	41,276	91,110
	機械及び装置(発電所)	-	22,983,588	6,382,000	144,262	16,457,326	144,262
	土地	2,845,300	1,821,869	-	-	4,667,169	-
	リース資産	4,046	144,575	-	11,198	137,424	43,196
	建設仮勘定	7,810	649,449	7,810	-	649,449	-
	計	3,070,540	25,642,410	6,390,111	198,081	22,124,758	317,656
無形 固定 資産	商標権	1,421	1,552	-	196	2,777	-
	ソフトウェア	65,865	56,788	-	9,693	112,960	-
	借地権	-	540,939	273,000	-	267,939	-
	その他	46,991	14,600	-	3,789	57,801	-
		計	114,278	613,880	273,000	13,679	441,479

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

機械及び装置(発電所)の「当期増加額」は主として、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人から太陽光発電事業を譲受けたこと、保有目的の変更により販売用発電所から機械及び装置(発電所)に科目を振り替えたことによるものです。

土地の「当期増加額」は主として、日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社の土地を購入したこと、保有目的の変更により販売用発電所から土地に科目を振り替えたことによるものです。

リース資産の「当期増加額」は主として、吸収分割により株式会社みらい電力から資産を継承したことによるものです。

建設仮勘定の「当期増加額」は主として、保有目的の変更により仕掛販売用発電所から建設仮勘定に科目を振り替えたことによるものです。

ソフトウェアの「当期増加額」は主として、発電所管理システムの開発によるものです。

借地権の「当期増加額」は主として、日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社から土地利用権を購入したことによるものです。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
関係会社整理損失 引当金	404,717	-	399,431	5,286

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 <a href="https://www.rn-j.com/ir/notice/">https://www.rn-j.com/ir/notice/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式については次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

(第11期)(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 2022年3月31日 関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書の訂正報告書

2023年3月30日 関東財務局長に提出。

(第11期)(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 2022年3月31日提出の有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書に係る訂正報告書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年3月31日 関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

(第12期第1四半期)(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日) 2022年5月13日 関東財務局長に提出。

(第12期第2四半期)(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月12日 関東財務局長に提出。

(第12期第3四半期)(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月14日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年4月4日に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2022年6月29日に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2022年8月30日に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書を2022年9月7日に提出。

(6) 有価証券届出書(ストックオプション制度に伴う新株予約権発行)及びその添付書類

2023年1月27日 関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2023年2月15日及び2023年3月30日 関東財務局長に提出。

2023年1月27日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2023年3月30日 関東財務局長に提出。

2021年11月17日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年3月31日

リニューアブル・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリニューアブル・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リニューアブル・ジャパン株式会社及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売用発電所及び仕掛販売用発電所の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）「2.販売用発電所等の評価」に記載されているとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、販売用発電所16,855,180千円及び仕掛販売用発電所1,200,113千円が計上されており、これらの合計金額は連結総資産の10.8%を占めている。</p> <p>また、販売用発電所等は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とし、その差額を費用計上するものとしている。</p> <p>販売用発電所等の正味売却価額は個別発電所から得られる売電による将来のキャッシュ・フローを期待利回りで割り戻すことにより算定した金額が使用されており、主要な仮定は将来の予測発電量と期待利回りである。</p> <p>正味売却価額の算定においては、天候の影響などによる発電量の変化、再生可能エネルギー発電所の販売市況、金利市場の動向などによって、当該仮定に変化が生じた場合には、販売用発電所等の正味売却価額の見直しが必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項であるものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、販売目的で保有する販売用発電所等の評価の妥当性を検証するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の予測発電量については、会社が新規開発及び新規取得する際の投資意思決定時の検討資料の予測発電量と実績発電量を比較することにより、発電所ごとの差異の発生状況を把握するとともに、発生理由について質問を実施し、関連資料により検証することによりその合理性を評価した。</li> <li>・利回りの見積りについて、検討資料で設定している割引率を確かめるとともに、当社グループの売買事例及び公表されている外部データの売買事例における割引率の情報などとの比較をすることにより、その合理性を評価した。また、将来の変動リスクを考慮した感応度分析を実施し、経営者による不確実性の評価について検討した。</li> <li>・過年度に評価した正味売却価額について、経営者による見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における販売価格の見積りと実績の比較を実施した。</li> <li>・仕掛販売用発電所について、売電開始予定時期の遅延などによる追加工事原価の発生見込みについて質問を行うとともに、経営者による見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における見積総事業費と完成時簿価との比較を行った。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年3月31日

リニューアブル・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリニューアブル・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リニューアブル・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 販売用発電所の評価

当事業年度の貸借対照表に計上されている販売用発電所は8,336,831千円であり、総資産の11.9%を占めている。

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「販売用発電所の評価」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「販売用発電所及び仕掛販売用発電所の評価」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した

場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。